

- a) 支払いが行われる場所にかかわらず、国内に本社を有するか設立された源泉から受取ったか受取るべき、海上運送、通行等に由来する国内源の収入は、国内で生れた結果とみなされる。
- b) 支払いが行われる場所にかかわらず、国外に本社を有するか設立された源泉から受取ったか受取るべき、海上運送、通行等に由来する国外源の収入は、外国で生れた結果とみなされる。

§ 3 - 前項の特定する結果の計上に於ては、次の事項が守られなければならない。

- a) 貨物の荷役、取扱い、代理業務及び通行の費用や出費、原価は、国内源及び関連のある時には国外源の収入に比例させて割当てる。
- b) 船舶、飛行機、及び地上施設の運転で直接生じた、人件費を含む費用、出費、原価は、国内源、国外源の何れに由来するものであれ、収入に比例して割当てる。
- c) 前記 b に於ては、その言及する財産の減価及び各収入の生産に直結した営業費用も含まれる。

§ 4 - 本条で規定の条件で活動を行う法人が国内で生れた営業利益を別個に計上できない時は、総営業利益の 20% として見積られるか任意決定される。(法律 4506 / 64 第 63 条 2 項)

第 2 節 外国国籍の企業の事務所がブラジルで得た利益

第 206 条 第 127 条から第 144 条及び第 149 条から第 204 条までの条項は、外国に本社を有する法人の国内に於る支社、出張所、代理店、事務所にも適用され、また、ブラジルに於る代理人又は受託者により行われた取引きについては、外国に本籍を有する委託者にも適用される。

(法律 2354 / 54 第 2 条, 法律 3470 / 58 第 76 条)

§ - 外国に居住又は本籍を有する委託者については、本条の規定は、次の規則を守って、受託者、代理人、又は代表人が委託者の命令と費用で国

内で販売するために、これら代理人受取りでブラジルに送った商品から得た収入のみに適用される。

- a) 商品の輸入者又は受託者である仲介人は、その活動利益を、委託者のそれと別個に計上しなければならない。
- b) 仲介人の営業利益は、その役務により受取った報酬と、その負担で行われた営業の費用の差額とする。
- c) 委託者の営業利益は、ブラジルでの販売価格と、その商品の輸入価額に前項の役務の報酬を含む、その負担で行われた営業の費用を加えたものの差額とする。
- d) 前記 a, b, c に基いた計上が行われない時には、仲介人及び委託人の利益は、本規則に従って任意決定される。
- e) 委託人の収入の決定と課税は、国内活動を認可された外国企業の支社に対する発効中の法規則に従わなければならない。
- f) 国内の仲介人は、国内活動を認可された外国企業の支社に関する発効中の法規の定める義務を遂行し、その委託人の得た利益に課される税金の支払い責任を負う。

第 207 条 外国に本籍を有し国内で活動することを認められた企業は、次のような、国内でのその支社により成されたもののみ、費用や減価として控除することができる。(法律 4506/64 第 64 条)

- a) 国内に存在する財産の減価、消却又は消耗割当て。
 - b) 国内に於るその支社の営業に関する準備金
- § 1 - 外国に本社を有する企業により、国内のその支社に送られた商品の送り状原本作成後の価格の修正又は付加は、いかなるものであれ、原価又は費用として控除することはできない。(法律 4506/64 第 64 条の項)
- § 2 - 大蔵大臣の定める制限と条件を守る第 192 条の扱う費用は、本条の規定から除外される。(法令 491/69 第 7 条)

第3節 割賦で固定資産及び権利の
売却を行う企業の利益

第208条 割賦で固定資産及び権利の販売を行うか、割賦で売るべく不動産の建設を行う企業は、各年度で受取った割賦分につき、その簿記に以下の事項を別記しなければならない。(法律4506/64 第66条)

- a) 利子
- b) 販売した財産又は権利の購入、建設原価に相当する分
- c) 取引きの利益分
- d) 第511条1項の定める規準に従い、不動産契約の負債残高の通貨修正分

§1-建設の場合には、実際に支払われた費用と契約された費用とを、不動産の原価の中に算入することができる。(法律4506/64 第66条1項)

§2-建造物なしで、区画された土地の場合には、販売企業が義務とされる工事と改善の費用は、実際に支払われた分のみ、区画された土地の原価に算入することができる。(法律4506/64 第66条2項)

第209条 建設した不動産又は建設中の不動産の売買、住宅アパートの建設と販売、建物又は共有建物の統合、及び区画され造成されるか造成契約付きの土地の販売を目的とする会社の利益決算に於ては、第251条と第252条の規定の適用が許可される。(法律4728/65 第64条)

第4節 農業、牧畜業及びその他の動物の
飼育を行う企業の利益

第210条 農業、牧畜、養蜂、養鶏、養蚕、養魚、その他小動物の飼育を行う企業、又は産物、副産物の加工業を除く動植物採取産業の企業には、第57条と58条の条件を守った上で、第56条の規定が可能な限り適用

される。(法令902/69 第7条の項)

第211条 農牧業、動植物採取業、採取した所有物の原料での農牧産物加工、養蜂、養鶏、養蚕、養魚その他小動物の飼育を目的とし、合法的に設立された企業に許可しうる営業費用又は原価についての規準は、大蔵大臣がこれを決定、命令する。(法令902/69 第7条の項)

第5節 外国映画興行の利益

第212条 輸入外国映画のブラジル全土に於る配給の営業利益の決定に於ては、定価額での場合を含め、次の規準に従わねばならない。

(法令1089/70 第12条)

- a) 場合により、展示部門の収入分を除き、配給活動で得た収入は、営業総収入とみなす。(法令1089/70 第12条1項)
- b) 外国人製作者、配給者又は仲介人への利益配分に相当する原価、営業費用その他の出費は、外国映画により生じた総収入の60%を超えてはならない。(法令1089/70 第12条)
- c) その性格が何であれ、外国で起った出費は、国内に於る配給者の課税利益から控除されない。(法令1089/70 第12条2項)

第6節 保険及び貯蓄会社の利益

第213条 保険及び貯蓄の会社は、関連特別法規により設立が要求された、その営業の保証のための技術的準備金に充てた金額を、各年の負担として算入することができる。(法律4506/64 第67条)

第7節 商船会社、航空会社の利益

第214条 商船改良のための付加輸送料として船舶会社の船主により徴収された金額は、営業総収入の一部とはならない。(法律4506/64 第68条・法令1142/70 第3条)

第215条 前条の旨とする資金は、その出所となった船舶の入港又は出港から15日以内にブラジル銀行に納付され、関連の銀行口座に預託されている間は、流動資産勘定及び負債の部の資本金勘定の個別の項目に記録する。(法令1142/70 第15条)

§1-本条の旨とする口座の運用が国家商船管理庁から承認された時には、船主又は船舶会社に帰された資金は固定資産に記入され、負債の部では、その船舶の付加減価が記入される。

§2-本条の規定は、実行された投資の金額についての減価の、原価又は営業費用としての組入れを損ねるものではなく、これらの減価は、前項の旨とする付加減価と合わせて、通貨修正した当該財産の購入原価を超えてはならない。

第216条 定期航路の航空会社の営業利益には、関連特別法規に準じてこれら会社の受取った租税は算入されない。(法律4200/63 第24条、法律4506/64 第69条)

第8節 道路その他の建設請負い

会 社 の 利 益

第217条 道路等の建設請負い会社の場合には、建設期に関する最終決算で計上された利益全体が課税対象となる。(法令5844/43 第56条)

第218条 年間決算で利益を計上する、道路等の建設請負い会社も、各会計年度に於て、その利益に基づく税金を支払うことができる。(法律2862/56 第24条)

第9節 ブラジル銀行及び国家政府の管理 するその他の銀行の課税

第219条 ブラジル銀行株式会社、ブラジル東北銀行株式会社及びアマゾン銀行株式会社は、各年度に、前会計年度又は暦年に配分した配当金と同

じ定率の税金を支払う。(法令6071/43 第2条, 法律3470/58 第97条)

第5編 商業的長期貸貸の取引

第220条 商業的長期貸貸の取引は、本条の規定に規制される。

(法律6099/74 第1条)

§1 一 賃借人自身の使用及び本条の規定を満す目的のための、賃貸人による第三者への取得財産の長期貸貸を対象とする法人間で行われた取引を、商業的長期貸貸とみなす。(法律6099/74 第1条の項)

§2 一 直接又は間接に連携又は相互従属する法人の間で契約された貸貸又は、本条8項のeとgの場合を除き、当の製造者との間で契約されたそれは、本条の扱いを受けない。(法律6099/74 第2条)

§3 一 その営業を活動の主たる目的としているか、その営業を個別の簿記を行う一つの部に集中化している貸貸会社の行った営業のみ、本条の扱いを受ける。(法律6099/74 条2条2項)

§4 一 賃貸人たる法人は、次のことを行わなければならない。

a) 商業的貸貸に充てた財産を固定資産の特別口座に記帳する。

(法律6099/74 第3条)

b) 収入の決定要因及び貸貸の実効期間を証明するにたる個別記録を維持する。(法律6099/74 第4条)

§5 一 商業的貸貸契約書には、次の事項が明記されていなければならない。

(法律6099/74 第5条)

a) 契約期間

b) 半年を超えない一定期間ごとの対価の価額

c) 賃借人の権利としての契約の更新又は買取りの選択

d) 買取り選択の価格又は本条項で規定されるならその定価の基準

§6 一 賃借人により買取り選択がなされ時には、当該財産は、この権利の

行使で貸貸人に支払われた価格である購入原価で、取得人の固定資産の一部となる。(法律6099/74 第15条とその項)

§7-外国に本社を有する会社との間に結ばれた貸貸契約は、ブラジル中央銀行に登録されなければならない。また、買取り選択の価格の決定に於て、条件付きの基準の設定は禁止される。(法律6099/74 第16条とその2項)

§8-次の行為は、国家通貨審議会の権限に帰する。

a)本条2項の扱う連携又は相互従属の場合につき別の規定を設ける。
(法律6099/74 第2条1項)

b)本条5項cの言及する買取り選択の行使の価格を付加した貸貸対価の合計又は貸貸更新の行使の価格を付加した同対価の合計の最高限度を、売買の融資額に対する貸貸費用を考慮に入れた上で決定する。(法律6099/74 第6条 1項, 2項)

c)商業的貸貸取引きのために、ブラジル中央銀行により実行されるべき監督管理の規準を設け、該当する場合には、1964年12月31日付法律第4595号の条項と、国家財政機構に関する事後の法規を適用する。(法律6099/74 第7条)

d)商業的貸貸取引きを専門とするその連携又は相互従属会社に、金融機関が融資できるような条件を定める。(法律6099/74 第8条)

e)当の売却人又は本条2項の扱う関係の何れかを通じこれに直結する法人と契約される商業的貸貸取引きの実行条件を定め、このような取引きを制限する。(法律6099/74 第9条1項, 2項)

f)商業的貸貸の対象でありうるような外国製造の財産を列举する。

g)その株式管理権が外国に居住する人格に属する企業に、前項の言及する財産の貸貸条件を定める。(法律6099/74 第10条)

h)外国に本社を有する貸貸団体との間で結ばれた商業的貸貸契約の、

ブラジル中央銀行への登録許可規準を定める。

(法律6099/74 第16条1項)

- i) 国内の経済、財政政策に鑑み、商業的貸貸の対象となり得ない財産を列挙し制限する。(法律6099/74 第23条b)
- j) 商業的貸貸に連結した活動を調節する機構を確立するための規準を下し、1974年9月12日付法律6099号の扱う特別待遇の取引きの形を除外する。(法律6099/74 第23条a)

第6編 税金の標準と対象

第1章 税 標 準

第221条 税金の標準は第127条1項、第128条とその項、第130条の規定を除き、税金を支払うべき会計年度の前年度又は前暦年に該当する推定又は任意決定利益、経常利益から与えられる。(法令5844/43 第43条)

第2章 経常利益への付加

第222条 次の金額は、各会計年度で、課税対象の経常利益に付加される。

- a) 一般経費又は補足勘定に記帳されていないか、記帳されているとしても、役務の提供に対する定額月給に対応しない取戻し分(法令5844/43 第43条1項b)
- b) 第179、180、183条の定める制限を超えた金額(法令5844/43 第43条1項c)
- c) 国内に居住しない株式会社の重役会メンバーに支払われた割合と俸給(法令5844/43 第43条1項d)
- d) 商社又は会社の名義人及び社員に配分された資本又は会社持分の利子(法令5844/43 第43条1項e)

- e) いかなる名称であれ、未処分利益を含め準備基金に充てた割当て。但し、その営業の義務的担保のために、当該の特別法規に準じて、保険、貯蓄会社及びブラジル再保険協会により設けられた技術的準備を除く。
(法令5844/43 第43条1項f, 法律4506/64 第67条, 法令73/66 第70条の項)
- f) 会社資本の増額のために、未課税の準備金の何れかより引出した金額
(法令5844/43 第43条1項g)
- g) 新たな評価の結果の資産価額の増加、又は同資産の一部の販売に該当する金額で、資本の回復によるものではなく、また共済組合については、第1項を除き、合法的に承認されその決算に技術的準備金としてしかるべく記帳された資産の評価を行っていないなければならない。
(法令5844/43 第43条1項h, 法律154/47 第1条 法令7377/45 第1条, 2条, 法令9781/46で補足)
- h) 未課税の準備金の何れかから引出した資金で分配された利息金額
(法令5844/43 第43条1項i)
- i) 本規則に準じた未課税の基金の転換による自由準備金の均額分
- j) 第169条の規定を除き、在庫の原料、製品又は商品一般の価値低下を補うために設けられた準備金、引当金の勘定に入れられた金額
(法律154/47 第2条5項)
- l) 法人の管理者又は経営者に配分された利益及び賞与(法律4506/64 第45条3項)
- m) 第577条、578条の形式で再評価された財産の売却又は価値低下による損失で、第3項の規定に従い、事後の差戻し通貨修正の結果で償われないもの。(法令1346/74 第7条)
- n) 本規則の条項に反して、総収入から差引かれていた金額。
- o) 各控除に該当する年度で、第162条3項と4項に基く、商業的貸貨の名目の原価と営業費用で、当該財産が第220条とその項の規定に反

- して取得された時。(法律6099/74 第11条3項)
- p) 商業的貸貸の場合の貸貸財産の残余価値と、購入選択の年の販売価格との差額。(法律6099/74. 第14条)
- q) 1968年12月30日付法令第401号第15条により許可された財政優遇措置の利用で再評価されている不動産の売却で生じた偶発的損失(法令401/68 第15条3項)
- r) 一時的に行った専門役務の行使につき、外国に居住するか本籍を有する外国人技術者に帰す利益配分(法令691/69 第2条の項)
- s) 貸貸が第220条8項eの述べる本質的性格を帯びているとき、商業的貸貸契約下の財産の売渡しから生じた損失(法律6099/74 第9条3項)
- §1 - 国家通貨審議会は、金融機関の合併又は吸収の場合には、合併又は吸収された企業の資産の評価にかかる税金の免除を許可することができる。その評価に由来する株主への配分利益にも免除を適用することができる。(法令1303/73 第3条IIとその項)
- §2 - 本条oの仮定する場合に於ては、各該当部分にかかる税金は、利子、通貨修正、罰金その他の罰則を加えた上で支払われなければならない。(法律6099/74 第11条4項)
- §3 - mの言及する損失は、通貨修正された元の価値を超える部分に制限される。(法令1346/74. 第7条1項)

第3章 経常利益からの除外

第223条 次の金額は課税通常利益から除かれる。

- a) 企業の利益への従業員の参加分(法律2354/54 第6条I)
- b) その独立採算の会社を通じる場合も含め、第2項の規定を守り、国家、州、連邦区、国内領と市の政府へのあらゆる名目での、企業利益の配分(法律2354/54 第6条I)

- c) 第224条の規定に従い、それを配分する商社又は会社の手元で課税対象となる利益と配当金（法令5844/43 第43条2項c, 法律3470/58 第70条）
- d) 保険に入っていた社員の死亡により法人に支払われた保険金又は掛け金（法令5844/43 第43条2項f, 法律154/47 第1条で補足）
- e) 証券又は動産価値の種々の証券への投資を専らの目的とする投資会社により、持分の再投資又は評価の形式で分配された特別配当その他の利益の収入、もしくは1965年7月14日付法律4728号第49条と50条の言及する共有基金による前述の収入（法令1338/74 第11条）
- f) 電気通信公共事業の営業権所有会社の実行中の工事の投資にかかる利子。（法令1330/74 第1条2項）
- g) 職業組合又はこの種の機関、金融機関又は保険会社が、直接又は職業組合、協同組合その他ブラジルに設立された非利潤目的の機関を通じ、住宅の建設又は住宅用の土地の購入への融資のための貸付けから得た利子及び歩合。但しこれらの貸付けが、国家住宅銀行の借受けるものか、同銀行が住宅融資システム内の団体又は第113条6項の言及した会社に対し許可した場合に限る。（法律4862/65 第26条, 法令70/66 第42条）
- h) 1974年7月22日までに発効され、ブラジル中央銀行により市場に売出された、国庫証券の貸付け、売付け又は買戻しの価格の間の通貨での差額（法令1338/74 第14条1項）
- i) 1976年度まで、大蔵省が列挙し、その国際市場への投透が奨励される国内製造品の輸出価額が企業の全収入に占める割合と等しい課税利益の割合。（法令1158/71 第1条とその項, 法令1291/73 第1条）
- j) 第254条に基づき設立された運転資本自体の維持準備金

- l) 株式発行に於て、打歩の名目で引受人から受取った金額。これは、会社資本に組込まれない場合は、必ず個別の準備金とならなければならない。(法律4862/65 第49条)
- m) 第197条6項9項, 第223条1, 同31項, 第236条, 第243条d, 第250条, 第254条3項, 第283条, 第297条, 第577条, 第578条及び第583条の規定と条件に従って行われた増資から受取った株式又は資本の持分。(法令1096/70 第1条6項7項, 法律4862/65第49条, 法令1260/73第4条, 法令1109/70 第3条とその1項, 法律4357/64 第3条6項, 法令756/69 第25条, 法令1338/74 第15条4項, 法令1191/71第9条の項, 法令221/67 第80条4項, 法律5508/68 第36条, 法令756/69第24条4項, 法令1346/74 第6条3項, 同第11条, 法令1370/74 第2条3項)
- n) 輸出特別計画財政優遇許可委員会の事前の意見書を通じて承認された特別輸出計画を有する製造会社の場合には、製造品の輸出価額が全収入に占める割合と等しい課税利益中の割合。(法令1219/72第10条及びその1項)
- o) 国内の豊富な鉱物を精錬し、大蔵大臣と鉱山エネルギー大臣の連名の理由書で共和国大統領の辞令により承認された事業を行う、採鉱又は鉱石の初歩的加工の企業の場合、1988年度まで、本条16項の規定に従った上で、精錬鉱石の輸出価額が企業の全収入に占める割合と等しい課税利益中の割合。(法令1240/72 第1条Iとその1項, 第4条, 第5条)
- p) 本条の16項の規定に従っていれば、第344条2項の形式での預託として支払った収入にかかる税金の免除に由来する収入額
(法令1240/72 第1条IIとその2項)
- q) 1972年11月29日付法令1248号の言及する輸出会社の場合、

1977年度まで、次号rの場合の、生産販売会社からの製品の買入れ価額と、本条20項から30項までの規定を守った上で、同じ製品の外国への販売の国内通貨でのFOB価額との差額。(法令1248/72第4条)

r) 1977年度まで、次への商品の直接送付で、生産者-販売者が受ける本条での財政優遇措置(法令1248/72第1条1項、同第3条)

I-輸出業会社の費用及び命令での輸出船積み。

II-法規の定める条件での臨時輸出関税法の下、輸出業会社の費用と命令での倉庫保管。

s) 割賦での販売については大蔵省の定めた規準を守り、また本条31、32、33項の条件に従った上での、固定資産の一部である不動産の1973年2月27日以降に行われた売却の利益(法令1260/73第1条、第2条の項)

t) 生産者-販売者が、国内市場での機械、設備、器具その他の製造品の買入れで受けたi号の財政優遇額。但し、第37、38、39項の規定を守り、国家商船管理庁に諮問してブラジル銀行外国貿易局の承認した輸出契約を有する造船会社の場合に限る。(法令1362/74第1条)

u) 課税対象でなかった元金価額と、実際に支払われていない当該の税金を除き、1974年10月24日付法令1349号の普及する貸付け及び付加金の償還に由来する収入。(法令1349/74第7条とその項)

v) 1972年5月15日付法令1219号第9条の規定に基く。輸出特別計画の参加企業の受けた課税免除(法令1219/72第9条1項)

§1-本条aの規定につき、合法的形式を帯びた個々の労働契約又は法律で定められているもののみ、その割合とみなされる。

§2-本条bの規定に於ては、未配分であっても年間で計上された利益は、社員又は株主に直結しているとみなされる。(法律4506/64)

第32条の項)

- § 3 - 本条 i の待遇の受益法人は、次の理由を含め、再輸入された商品にかかる税金の部分は納付しなければならない。
- I - 委託で送られた時には、許可期間中に売れなかったため。
 - II - 輸入国の輸入制度に変更が生じたための返品
 - III - 戦争又は民衆の災害
 - IV - 輸出業者の意志に無関係なその他の要因
- § 4 - 前項の規定は、技術的欠陥があるため修理や取替えに返品された商品の再輸入には適用されない。
- § 5 - 当事者の事前の申請を通じ、大蔵大臣は、国家利益に係る計画の場合、例外的に、本条 i の言及する財政奨励策を、国内国外の生産者間の入札又はブラジル銀行外国貿易局の認可した参加協定に由来する、各製造会社による国内市場での国産機械、設備の販売にも適用することができる。但し、外国金融機関又は政府機関により与えられた国家通貨審議会の定める期間での融資、政府信託代理計画の融資、又は任意準備金の組込み又は資本化と呼ばれる非分配利益に由来する時には、投資者の当の資金からの転換可能な外貨資金での支払いに対して行われた販売に限る。(法令1335/74 第1条とその4項、法令1398/75 第1条)
- § 6 - 前項の言及するインセンティブは、国内輸出の増加に直結する計画の場合、投資の名目で外国通貨での資金が実際に国内に送金された場合に適用することができる。(法令1335/74 第1条1項)
- § 7 - ブラジル銀行外国貿易局の認可した参加協定、又は地域開発の分野の計画については関税政策審議会の認可したその場合、国内供給者の参加分が、大蔵大臣の定める最小限度以上のものであれば、第5項の言及する資金源の要件を免除されることができる。(法令1335/74 第1条2項)

§ 8 - 外国通貨での資金が、契約上、国内で行われた工事やその他の業務への支払いに充てられた、外国金融機関又は政府機関による融資については、第 5 項の扱ラインセンティブは、融資の転換可能外貨の国内通貨での価額までの国産機械設備の販売にも及びうる。

(法令 1 3 3 5 / 7 4 第 1 条 3 項)

§ 9 - 第 5 項の扱う優遇措置許可の十分且つ決定的な効力は、指定期限内での規定要件の遂行証明にかかっており、財政管理要件の不履行又は不備の場合には、大蔵大臣が前記許可の無効を表明する。

§ 1 0 - 製造品の輸出分を課税利益から差引いていない本条 n の言及する会社は、本条 1 9 項の規定を守り、その他のあらゆる連邦税の支払いに於て、このような控除が行われていたら支払わなかったはずの支払い済み税金を利用することができる。(法令 1 2 1 9 / 7 2 第 1 0 条 2 項及び第 1 7 条)

§ 1 1 - 前項及び第 3 4 8 条 2 項の場合、利用された税金は、本条 n の言及する企業の課税利益の一部とはならない。(法令 1 2 1 9 / 7 2 第 1 2 条, 1 7 条)

§ 1 2 - 本条 i と n の扱う財政優遇措置は、累積的に利用されることはできない。(法令 1 2 1 9 / 7 2 第 1 5 条)

§ 1 3 - 本条 n の言及した企業の引受けた輸出約束の不履行は、第 5 4 0 条の定める罰金と当該の通貨修正を加えた上、同企業の被税又は免税されていた税金の支払いを義務づける。(法令 1 2 1 9 / 7 2, 第 4 条)

§ 1 4 - 商工業大臣は、前項の規定の遂行の補足規定を下す。

§ 1 5 - 本条 i の言及する優遇措置は、産物が砂糖アルコール院により買取り、輸出された時には、生産者にも移譲される。

(法令 3 0 8 / 6 7 第 2 6 条)

§ 1 6 - 本条 o 及び p の規定の優遇措置を受けるには、次の要件が重ねて満たされていなければならない。(法令 1 2 4 . 0 / 7 2 第 3 条 I, II

Ⅲ、Ⅳ、Ⅰ項、Ⅱ項)

Ⅰ－国内資本が当該企業の議決権株の過半数を所有している。

Ⅱ－事業の財政構造については大蔵省の事前の承認、及びその経済的技術的構造については鉱山エネルギー省の事前の承認がある。

Ⅲ－当該企業が、少くとも、その生産量の半分を輸出している。

Ⅳ－精錬鉱石の、船積み港に於る船上単価が、同じ条件で、精錬されていない同じ鉱石のそれより少くとも50%高い。

Ⅴ－本条p及び第344条の定める目的で、外国に居住する法人が、自身の工業又は国外で過半数の資本参加をしている工業で消費するために、国内に組織された会社の資本へのその同じ法人の参加の割合に劣らない生産部分を購入する。

Ⅵ－本項Ⅲ及びⅤの要件を満たすことが、10年以上の期間の産品購入確定契約により切離せないものとなっている。

§17－前項の言及する要件の遂行証明は、毎年、当該生産企業により、その所得申告提出期間内に、管轄の国税庁の役所に対し行われる。
(法令1240/72 第4条1項)

§18－第16項ⅢとⅤの言及する最小限数に達しなかった場合、見出された不足分は続く2会計年度内で償うことができる。しかし、3年間で、その限度に達しなかった時には、本条oとpの扱う優遇措置は決定的に取消される。(法令1240/72 第4条2項)

§19－本条10項の言及する優遇措置は、事前に税務署に申請しなければならない。

§20－i号の規定は、本条qの述べる輸出業会社には適用されない。
(法令1248/72 第4条4項)

§21－q項の場合、製品の買取り価額は、本条rの述べる取引きに於て、生産販売会社が許可される財政優遇措置の計算に用いるのと同じものとする。(法令1248/72 第4条1項)

- § 2 2 -輸出された製品が国内の保険会社の保険にかけられているか、ブラジルの船舶又は輸出手段により輸送手段により輸送された時には、本条 q の言及する外国販売価額に、保険金又は輸送料、もしくはその両方を付加しなければならない。(法令 1 2 4 8 / 7 2 第 4 条 2 項)
- § 2 3 -本条 r の場合、生産販売会社は、商品の販売価格に、自身の負担となった、船積み場所、国境又は保税倉庫までの国内輸送料と保険を付加することができる。
- § 2 4 -次の場合は、生産販売会社が得た財政優遇分に、遅延料と通貨修正を加えたものの支払いが、輸出業会社の責任となる。(法令 1 2 4 8 / 7 2 第 5 条)
- a) その納庫日から一年経ても輸出が行われない時
 - b) 国内市場での商品再販売
 - c) 商品の破壊
- § 2 5 -前項に於ては、輸出業会社が生産者-販売者機関に支払った買取価格の 1 0 % に当る価額に、第 2 2 6 条 留頭の係数を掛けて税金が計算される。(法令 1 2 4 8 / 7 2 第 5 条 1 項)
- § 2 6 -本条 2 4 項、2 5 項の理由で支払いを負う免税分の納付は、その起因となった事実の日から教えて 1 5 日以内に行われなければならない。(法令 1 2 4 8 / 7 2 第 5 条 2 項)
- § 2 7 -商品が実際の輸出まで倉庫に保管されているなら、輸出業会社間の再販売は許可され、買手は、第 2 4 項の a の定める元来の日までに商品の輸出を行う責任の他に、本条第 2 4、2 5、2 6 項の言及する責任も買手のものとなる。(法令 1 2 4 8 / 7 2 第 6 条)
- § 2 8 -国内市場への帰還の場合には、臨時輸出関税制度下で保管された商品の解除は、次項 c の規定を除き、本条第 2 6 項の扱う免税分の事前の支払いにかかわる。(法令 1 2 4 8 / 7 2 第 5 条 3 項)
- § 2 9 -次の事項は大蔵省の権限に帰する。(法令 1 2 4 8 / 7 2 第 4

条 3 項, 第 7 条, 第 1 3 条)

- a) 特別の場合, 本条第 2 3 項と r 号の定めるものと異なる条件と計算基準を決定する。
- b) q 及び r の定めるインセンティブの適用のために, 製品の概念を定義する。
- c) 例外的に, 臨時輸出関税制度下で保管されていた商品の国内市場への帰還を決定又は承認し, これまでの項の設定したそれと異なる条件を定める。
- d) 本条 q の普及する優遇分の利用規準を定める。

§ 3 0 - 売買取引が, 輸出業会社と, これと相互従属関係を維持している生産販売者の会社の間で行われた時には, 免除と財政優遇計算の標準は, 1 9 6 4 年 1 1 月 3 0 日付法律 4 5 0 2 号第 1 5 条の規定並びに大蔵大臣の命令を含むその他の補足規定に従わなければならない。

(法令 1 2 4 8 / 7 2 第 1 0 条)

§ 3 1 - 本条 s の定める優遇措置を受けるには, 当該法人は以下の事項を義務づけられる。

I - 第 2 3 7 条とその 1 項の規定に従い, 売却の利益を, その価格の実際の受取りの後の最初の決算の日から 6 ヶ月以内に資本に組込む。決算で計上された損失の消却にそれを利用することを選択することもできる。(法令 1 2 6 0 / 7 3 第 1 条とその 1 項)

II - 当該利益を, その資本組入れ又は損失消却への利用までは, 個別準備金勘定に記入する。(法令 1 2 6 0 / 7 3 第 1 条 3 項)

III - 割賦販売の場合, 価格の最終部分の実際の受取りの直後の決算の日から 6 ヶ月以内に必ず当該利益を資本化しなければならない。但し, 当該企業は, それまでに受取った割賦金に含まれる営業利益の比例的部分を増資又は計上損失の消却のために, 資本化前に随時利用する権利を与えられる。(法令 1 2 6 0 / 7 3 第 2 条)

- § 3 2 - 本条 s 号の扱う財政優遇措置は、次の物件には適用されない。
(法令 1 2 6 0 / 7 3 第 1 条 2 項)
- I - その売却の日の 5 年以内に購入又は譲渡された不動産の再販売
II - 5 年以上の期間の割賦売却
- § 3 3 - 本条 s の規定は、自発的売却についての条件を守りつつ、減価対象不動産の場合にも適用される。(法律 1 2 6 0 / 7 3 第 5 条)
- § 3 4 - 第 3 1, 3 2 項, 又は大蔵大臣の命じる規則に違反した時には、本条 s の言及する優遇許可を失い、売却の年に該当する会計年度に負担するものとして計算された税金に、通貨修正と強制的罰金を含む法律上の負担を加えた額を支払わなければならない。(法令 1 2 6 0 / 7 3 第 6 条)
- § 3 5 - 本条 i の規定は、政府機関、同団体、独立採算官営企業、半官半民企業、民間団体による、その事務所や代理店での使用、設備化、又は宣伝活動での利用のためにブラジル銀行外国貿易局 (C A C E X) の事前の承認で外国に送った国産製品の、国内市場での購入にも適用される。(法令 1 1 8 9 / 7 1 第 5 条)
- § 3 6 - 国内市場に於る、外国に居住する賃借人への買い手による賃貸の目的のための財産の生産販売者にも、本条 i の優遇措置が保証されており、次の金額につきこれが許可される。(法律 6 0 9 9 / 7 4 第 1 9 条, 第 2 0 条とその 1, 2 項)
- a) 契約賃貸の対価の支払いの取消し不能担保の国内通貨での等価で、計算標準としては国内の売買価格に制限される。
- b) 財政優遇分利用の日の最高為替交換率に基く。
- § 3 7 - 本条 l の規定は、船舶、漁船その他の船又は浮上設備の契約輸出にのみ適用される。(法令 1 3 6 2 / 7 4 第 1 条 2 項)
- § 3 8 - 国家商船管理庁とブラジル銀行外国貿易局は、協同して、大蔵大臣及び運輸大臣の承認の後、次の事項を定める。(法令 1 3 6 2 / 7 4

第2条1, II)

I-1の規定の条件で購入操作を行える造船会社

II-前記Iの扱う造船会社によるその購入が、生産販売者に、輸出奨励として法律の許可する財政優遇措置を保証する、機械、設備、器具その他の製品並びに各々の数量

§39-大蔵大臣は、船舶修理会社にも、運輸大臣の提案に応じて、Iの規定を適用することができる。(法令1362/74 第3条)

第224条 前条c号に於ては、当該法人が課税済みの収入を他の法人の利益として配分する時には、それを自身の活動で計上される利益と別に行わなければならない。この場合、それらの収入は、これを新たな分配として受取る他の法人の手元での新たな課税を免れる。(法律3470/58 第70条)

§1-本条の言及する他の法人から受けた収入は、これを受取る法人の利益からの控除によりその価額の10%以上削減されてはならない。この控除には、いかなる性格の租税も算入されず、前記制限を超える分は、利益として課税の対象となる。(法律4154/62 第8条5項)

§2-投資会社又は保険、貯蓄会社の受けた収入は、前項の規定から除外される。(法律4154/62 第8条5項)

第4章 損失の補償

第225条 一 会計年度に確認された損失は、準備積立てや未処分利益が無い時には、全体的又は部分的補償のために、続く三会計年度中に計上される課税利益から差引くことができる。(法律154/47 第10条)

§1-しかしながら、当期損失は、存在する準備金や未処分利益を超える部分のみ埋合せることができる。

§2-その続く3年が経過した時にはもしまだ取崩せない損失分があった

としても、これより後の年度で差引くことはできない。(法律154/47 第10条)

§ 3 - 輸出優遇措置許可委員会の意見書を基に承認された輸出特別計画を有する製品製造企業の場合、一会計年度に確認された当期損失は、当該企業に償うべき損失のある間はその社員や株主に利益や配当金を配分しない限り、未処分利益と準備金の有無にかかわらず、続く6会計年度中に計上される利益から、これを全体的又は部分的に差引くことができる。(法令1219/72 第13条, 第17条)

§ 4 - 前項の言及する6会計年度が経過した時には、それ以後の年度で、取崩してない損失を償うことは認められない。(法令1219/72 第13条の項)

第5章 税 率

第1節 算定利益課税

第226条 商業目的又は民事目的であれ、個人企業を含む法人は、本規則に従って計算した利益に対し、30%の率の税金を支払う。(法律4154/62 第18条, 法律4506/64 第37条, 法令62/66第1条)

§ 1 - 次の団体は本条の規定に含まれない。

a) 公共事業の営業権所有会社で、その利益が資本の12%を超えないものは、17%の税金を支払う。(法律4154/62 第18条1項a, 法令62/66 第1条)

b) 医師、技師、弁護士、歯医者、獣医、会計士、画家、彫刻家、貨物取扱人及びこれらに類する職業の役務提供のためのみに組織された民事法人で、資本CR\$ 5,000,000 までのものは、11%の税金を支払う。(法律4154/62 第18条1項b, 法令62/66 第1条)

c) 登録資本金CR\$ 1,000,000以下、年間総収入CR\$

- 480,000.00以下の、商業又は工業活動に従事する有限責任持株もしくは合名の会社及び個人企業は、大蔵大臣の下す指示に従い、第6項の規定を守った上で、基準年の1月1日から12月31日までに得た総収入の3%の税金の支払いを選択することができる。(法令1350/74 第1条とその1項, 2項, 第2条とその1項, 2項)
- d)第293条の言及する企業は、6%の税金を支払う。(法令1382/74 第1条)
- §2-第1項aの規定に於ては、関連当局が認定し、各役務の料金表の見積りに算入された報酬すべき資本に関して利益の割合が決定される。(法律4154/62 第18条2項)
- §3-1975会計年度では、電力公共事業の営業権所有会社は、6%計算の税金を支払う。(法律5655/71 第3条)
- §4-1979年度までは、電気通信の営業権所有会社の負う税金は、6%計算のものとする。(法令1330/74 第1条)
- §5-各々の設定した率が有効な間は、第1項c, d, 第3項, 第4項の言及する税金へのインセンティブの名目のいかなる割引きも禁止される。(法令1376/74 第11条2項, 法令1382/74 第1条)
- §6-本条1項cの場合、営業外取引きから、生じた収入は、営業総収入の10%を超えなければ、cで述べる制限に含まれる。(法令1350/74 第7条)
- §7-前項の扱う営業外取引きの収入が営業総収入の10%を超える時には、その利益は、大蔵大臣の定めに従い、30%の課税対象となる。(法令1350/74 第7条の項, 同第9条)
- §8-本条1項cの形式の課税を選択した企業の総収入が、cの定める制限を超えた年に於ては、例外的に、第136条2項の規定に従いつつ、その額にかかわらず、総収入の5%の税金の支払いにより、同じ課税制度を利用することができる。(法令1350/74 第3条)

第2節 配分利益の課税

第227条 前条の扱う税金の他に、あらゆる形式又は名目で配分された利益にも5%の税金がかけられる。但し、個人企業の名義人や前条1項bの言及する団体の社員へ配分されたもの、及び第293条の扱う企業により配分された利益と配当金は除外する。(法律4506/64 第38条, 法令94/66 第11条, 法令1382/74 第1条の項)

§1—本条の規定は、第237条の規定の場合を除き、第223条mの言及する増資により分配された株式や資本持分での特別配当には適用されない。(法律4506/64 第38条1項, 法令1109/70 第3条)

§2—外国に本社を有する企業の支社、事務所、代理店の場合、本条の言及する税金は、外国に存在する本社へ保証されたか、支払われた、あるいは手渡されたか送金された利益に課税される。(法律4506/64 第38条2項)

§3—本条の規定の税金は、次の企業からは要求されない。

- a) その会社資本と準備金の合計がCR\$ 636,600.00を超えない、あらゆる種類の会社(法律4506/64 第38条3項, 法律4862/65 第48条)
- b) 国家通貨審議会の定期的に定める条件に入る、公開資本の株式会社(法律4506/64 第39条, 法律4728/65 第59条)
- c) 第116条1項に基づき免税された投資会社(法令1401/75 第1条の項及びそのⅢ)

第228条 前条の扱う税金は、記名、裏書き記名、又は分配企業の認められた持参人払いの株式又は持分の所有に対し、国内に定住する法人に配分された利益と配当金には課されない。(法令1351/74 第7条)

第6章 社会統合計画への差引き

第229条 法人は、その負担する税金の5%を、社会統合計画参加基金への納付のために差引かなければならない。(補足法7/70 第3条aと同1項)

§1 一本条の扱う納付は、税金と共に行われねばならない。(補足法7/70 第3条a)

§2 一本条の扱う差引きは、発効中の法規の定めるインセンティブを受けられる権利を損ねない。(補足法7/70 第3条1項)

§3 インセンティブの名目で、免税されている企業は、免除されないとしたら支払うべき税金の総額の5%を、同参加基金に納入する。
(補足法7/70 第3条3項)

第7章 ブラジル文盲追放運動(MOBRAL)

基金への差引き

第230条 1976会計年度まで、文部大臣と大蔵大臣が協同で定める基準に従い、ブラジル文盲追放運動基金により承認された文字教育計画への適用に充てた金額を、負担する税金から差引くことができる。(法令1124/70 第1条, 法令1274/73 第1条)

第231条 前項の扱う負担税の差引きは、次の形式の一つを通じ、有効なインセンティブを損ねることなく行われる。法令1124/70 第2条, 法令1376/74 第11条Ⅲ)

I 当該基準年に納付する税金の1%から2%までの価額での、基準年に於るMOBRAL財団への寄付金額の差引き。

II 負担税の1%までで、文字教育特別計画への充当のためにMOBRAL財団に寄付する金額の、所得申告に於る記載

§ 一本条IIに従って差引かれた金額は、第296条に準じて納付される。

第232条 本章の規定は、電力及び電気通信の公共事業の営業権所有会社が、6%の税負担を行っている間は、これらの会社には適用されない。
また、第226条1項cと第293条の旨及する企業にも適用不能である。
(法令1376/74 第11条2項, 法令1382/74 第1条)

第8章 利益の偽装配分

第233条 以下の事項は、利益又は配当金の偽装配分とみなされる。

(法律4506/64 第72条)

- a) 明らかに市場価格より低い価額での、法人の株主、社員、管理者又は利益参加者、及び各々の親族への財産、権利のあらゆる名目での売却。
- b) 前記aの旨及する者の何れかからの、市場価格より明らかに高い価額での財産、権利の購入。
- c) 実際に提供された仕事に相当しない、賃金労働、自由業又は専門的労働の報酬の支払い。
- d) 権利や財産の実際の使用、利用や享有に相当しないか、市場価格を上回る額での、a号の列举する者の何れかへの貸借料やロイヤルティの支払い。
- e) 法規によって賃金労働、自由業又は専門的労働の報酬に含まれる条件を満しているものを除き、a号の旨及する者の個人的出費の支払い。
- f) a号の列举する者の何れかに属する財産又は権利の購入権の不行使で、購入選択のために支払われた金額、保証金又は手付金を失う場合。
- g) 次の場合を除き、法律で課されていない累積利益や準備金を法人が有する時、a号の掲げる者の何れかに与えられた貸付け。
 - I - 記述形式を帯びる。
 - II - 法人の受けた最も高利子の借入に類似した利子、割引き、係数又は通貨修正条件を設定する。
 - III - 3ヶ年以内に償還される。

h) 他会社の資本の株式の引受け優先権の、無料又は市場価格以下での社員又は株主への譲渡

i) 株式の分配を伴う、過去2年以内に負った定配当金又は優先株最小額の資本組入れ。

j) 無料配分のため発行された清算社債の、発行から5年内の消却又は買戻し。

l) 利益又は準備金を、免税で資本に組入れてから2ケ年内の、資本減額とそれに伴う株式、持分の消却、社員の参加分の返却。

m) 免税での利益又は準備金の資本組入れに由来する優先株の、発行から2ケ年内の買戻し。

§ 1-g号の規定は、銀行、保険貯蓄会社、信託会社、融資会社、投資会社によりその株主に与えられた貸付けには適用されない。(法律4506/64 第72条1項)

§ 2-貸付けの後に累積した利益や配当金の場合、g号の規定は貸付けの額に達した時から適用される。(法律4506/64 第72条2項)

第234条 前条の仮定に於ては、次の物件は配分された利益又は配当金に含まれる。(法令4506/64 第72条3項)

a) a号とb号の場合、各々、市場価格と売却及び購入の価格の差。

b) cの場合、実際の役務に該当しない報酬。

c) dの場合、財産や権利の実際の使用、開発、享有に該当しないか、市場価格を超える賃借料、ロイヤルティ。

d) eの場合、支払った費用。

e) fの場合、失われた金額。

f) gの場合、契約金額。

g) hの場合、譲渡権利の価格又はその価格と社員の支払った額との差。

h) iの場合、資本に組入れられた配当金価額。

i) jの場合、消却又は買戻し価額。

」) 1 の場合、資本減額の目的である増資に該当する株式、持分又は割前の価額

1) m の場合、買戻された株式の価額

第 2 3 5 条 第 2 3 3 条のように、偽装的に配分された利益や配当金については、受取人の自然人への税金、罰金その他の法的負担を担うことなく、当該法人からその 5 0 % の税金が徴収される。(法律 4 5 0 6 / 6 4 第 7 3 条)

§ 1 本条に準じて課される税金は、その同じ収入につき当該法人から以前に徴収された税金を相殺して、罰金その他の法的負担を加える。

第 7 編 準備金と利益の資本組入れ

第 2 3 6 条 準備金又は未処分利益の組入れによる増資に由来する株式や資本持分の分配は、次条の規定を除き、課税対象とはならない。(法令 1 1 0 9 / 7 0 第 3 条)

§ 1 本編の規定は、本条の言及する資本化の結果受取った価値の組入れを通じ、受取り法人、社員、株主により行われた増資に適用される。(法令 1 1 0 9 / 7 0 第 3 条 1 項)

§ 2 本条の規定に、第 2 5 4 条 3 項、第 3 3 9 条 1 項 b, c, 並びに未処分利益又は決算で生れた利益からの準備金も、未課税のものであられる。(法律 4 8 6 2 / 6 5 第 4 9 条, 法令 1 1 0 9 / 7 0 第 3 条とその 2 項, 法令 1 2 6 0 / 7 3 第 4 条, 法令 1 3 3 8 / 7 4 第 1 5 条 4 項)

第 2 3 7 条 続く 5 ケ年以内に法人の資本減額又は消滅が起きた時には、免税増資に利用された準備金と未処分利益の価額は、配分利益として当該法人に課税され、社員、株主又は名義人は、消滅又は減額が起きた年に、所得申告又は源泉での課税対象となる。(法令 1 1 0 9 / 7 0 第 3 条 3 項)

§ 1 準備金又は未処分利益の組入れを行った日に先立つ 5 ケ年以内にその

資本を減額している法人には第236条の規定は適用されず、資本組入れされた額は、受取り自然人又は法人の源泉か所得申告での課税対象となる。(法令1109/70 第3条4項)

§2-一次の場合には、本条の扱う課税は行われたい。

- a) 増資が第197条6, 9項, 第223条1, 第243条d, 第250, 283, 297条の条件と規定に従って行われた時。
- b) 増資が社債の株式への転換により行われた時(法令401/68 第26条)
- c) 第116条1項に基き免税された投資会社の資本減額の場合(法令1401/75 第1条の項II)

§3-法人の消滅の場合、当該法人が社員又は株主となっている会社から割増配当された株式又は持分の組入れにより行った増資価額は、これらの特別配当が本条の制限に従いつつ行われた増資に由来するなら、本条の規制を免れる。(法令1338/74 第24条)

第238条 株式会社の準備金の積立て金の増額は、これらの積立金が既に支払い済み会社資本の価額に達している時は、第339条と340条の規定に従い、課税対象となる。

第8編 通貨修正規準

第1章 資産の通貨修正

第1節 通貨修正義務を有する人格

第239条 法人は、前年12月と、先行する各年度の年間平均の間の、国内通貨の購買力変化を導入するため、共和国内閣企画省が毎年定める係数の適用結果である変化内で、その固定資産の財産の原価の通貨修正を自身の会計簿で行わなければならない。(法律4357/64 第3条)

§1-ブラジルで活動することを認められた外国法人の支社、事務所、代理店、出張所も、本条の形式で、国内に所有する固定資産の財産の帳

簿価額を通貨修正しなければならない。これに相当する増資は、ブラジルでの営業充当分にのみ適用することができる。(法律4357/64第3条19項)

§ 2 - 電力事業権所有会社を除き、以下は本条の扱う通貨修正義務を免除される。(法律4357/64第3条21, 22項, 法律5073/66第3条, 法令1350/74第4条)

- a) 少なくともその議決権株の51%が、国家、州又は市に属している。
- b) 第226条2項の言及する報酬すべき資本の12%を超えぬ利益の、公共事業権所有会社
- c) 支払い済み会社資本がCR\$ 16.700.000を超えぬ法人。
- d) 第100条に基づき法人資格を与えられる個人企業又は自身の名で、習慣的且つ専門的に、投機的利潤目的の民事上商業上の性格の営業を行う者。
- e) 第226条1項cの形式の課税を選択する会社。

§ 3 - 前項の言及する法人は、本条の規定の通貨修正義務がないとしても、修正に関する規準に従えば、これを行うことができる。

§ 4 - 電力事業の営業権所有会社の固定資産の通貨修正は、本章の規定を適用せず、1958年11月28日付法律3470号と1964年7月16日付法律第4357号及びその補足規定に規制される。(法令1322/74第1条)

第240条 強制和議、破産、行政、司法当局の進める清算中の会社、及びその不動産が所有権剥奪区域に存在しているか、そのため訴訟が進行中の会社は、前条の扱う通貨修正を行う義務を負わない。(法令4506/64第77条)

第2節 通貨修正規準

第241条 通貨修正については、会社目的の開発又は法人の活動の維持に

充てられた財産が、固定資産となる。

§ 1 - 通貨修正に関しては、次の物件は固定資産に含まれない。

- a) 転売用に取得した財産、転売用に生産された財産の一部となるための財産、又は販売用財産又は役務の生産で消費される財産。
- b) 転売用に取得したか販売用に建設された不動産を含め、流動又は当座資産を構成するその他の財産
- c) 個人保険管理庁の指定する形式に基づき、固定資産の一部となり、法規に従って同管理庁に登録されている不動産を除き、保険又は貯蓄会社の技術的準備金の保証財産
- d) 社員又は株主である法人の不動産に含まれる、第 239 条の扱う通貨修正を義務づけられた会社の株式又は資本持分。

§ 2 - 第 239 条 2 項に従い通貨修正を義務とされない会社の株式又は資本持分の原価は、社員又は株主である法人の固定資産の一部であるなら、本章の規定に従い修正されなければならない。

§ 3 - 前項の仮定する場合、本条 239 条 3 項に従って行われた通貨修正に由来する株式又は資本持分の価格変更の補償が必ず行われなければならない。

第 242 条 第 239 条の言及する通貨修正は、修正に該当する決算の終了の日から 4 ヶ月以内に行われ、新たな通貨価額は、あらゆる法目的に於て、法人による新たな修正が行われるまで有効である。(法律 4357/64 第 3 条 4 項)

第 243 条 通貨修正の対象である、各年度に取得されたか租入れられた固定資産の財産価額が計上されたら、第 577 条の言及する合併や吸収の場合も含め、以下を守らねばならない。(法令 1302/73 第 1 条、法令 1346/74 第 7 条 2 項)

- a) この価額に、新たな通貨価額を得るため、毎年、該当の係数をかける。
- b) 固定資産の財産の価値変動は、購入又は租入れの原価と、¹修正つき

資産¹又は²再評価資産³その他、固有の資産勘定での計理を義務とされる新たな通貨価額との差額である。

c) 新たな通貨価額と先行する年度の通貨修正の記帳済みの価額との差の固定資産への記帳に対し、減価の通貨修正と財産の購入又は組入れの当初価値の減価についてのそれと同じ割合での資産通貨修正の減価の合計に値するに十分な価額を、前記の差額の限度で、⁴減価の通貨修正⁵の勘定で負債の部に記帳する。

d) c)の述べる負債の部への記入を行った後の残高は、第172条2項と第244条の規定に従い、時機を得た強制的資本組入れのために、⁶通貨修正積立金⁷に入れられる。

§1-財産の当初価額は、会社がそれを購入した国内通貨での金額、又は、外国通貨で表わされた組入れ費用又は価額については、財産が会社に組入れられた国内通貨での金額である。(法律3470/58 第57条3項)

§2-外国通貨での価額の国内通貨への転換は、購入時に有効な率で行われる。(法律3470/58 第57条3項)

§3-財産の購入又は組入れ日に有効であった交換率がわからない時には、その年の平均交換率が採用される。(法律3470/58 第57条3項)

§4-納税者は、第239条の扱う通貨修正に於て、当該財産の存在する場所の最低賃金と国内で最も高い最低賃金とに比例して、不動産の価額を減小することができる。(法律4862/65 第33条)

第244条 当期損失や累積損失、第172条の述べる通貨修正と為替修正は、全体又は部分的に、前項d)の扱う積立金で埋合わせることができる。(法律3470/58 第57条5項、法令1338/74 第15条5項)

第245条 次のものは通貨修正されない。(法律3470/58 第57条4項)

α) 資産の現金化に於る援助として、商社や会社により受取られた援助金、補助金、又はその他支払いを要求できない公共資金に相当する資産の部分。

β) 国立経済開発銀行で受けた貸付けの負債残高に相当する固定資産部分。但し、企業が同銀行と共に、資産の修正に適用されたと同じ係数で、貸付けの負債残高の通貨修正を同時に行う場合は除く。

第246条 第239条に従い義務的に行われた固定資産の財産の当初価額の通貨修正の計算書類は、当該企業のファイルにしかるべく保管されなければならない。(法令157/67 第16条)

第247条 通貨修正の承認とその充当対象の承認のために、株主は総会を開き、最初の召集で、その出席人数にかかわらず、この決議を行うことができる。(法律4481/64 第1条の項)

第248条 資本統合の欠如は、本章の扱う修正を妨げるものではないが、それに由来する資産と資本の純増加分は、株式又は持分の統合に適用することはできない。(法律3470/58 第57条13項)

第249条 第239条に基づく通貨修正に由来する企業の固定資産の純増加分は、税金の名目のいかなる負担も負わない。(法律4506/64 第76条)

§-本条の規定は、1967年1月1日以前に行われた通貨修正に該当する、同日以後に支払われる割賦金には及ばない。(法律4506/64 第76条の項)

第3節 会計修正と通貨修正の特殊ケース

第250条 アマゾン開発庁の管轄地域内に設立された工業、農業、漁業及び公共事業の活動に従事する法人は、所得税に由来する資金を使うことが承認された事業で利用した農村不動産面積の価値の、1974年12月31日までに行われる会計修正についての税金を免除される。その修正差額は、

当該年の資本増額に適用しなければならない。(法令756/69 第25条1)

§1 前条の扱う価値修正とそれによる資本増額は、当該計画の承認から6ヶ月以内で、同実施以前に行われなければならない。(法令756/69 第25条1項)

§2 本条の言及する価値修正は、アマゾン開発庁の定める制限内にとどまり、1966年12月31日までに法人の資産に租入れられた農村不動産にのみ適用される。(法令756/69 第25条2項)

§3 本条の形式で行われた増資により、自然人又は法人である株主や社員の受取った新株又は新持分の価額は、当税金を課されない。(法令756/69 第25条3項)

第251条 建設済み又は建設中の不動産の買売、住居の建設と販売、建物又は共有建物集合の統合、及び造成されたか造成契約つきの区画地の販売を目的とする会社は、第239条の言及する係数を基に、その取引きの目的たる土地と建設の原価を通貨修正することができる。(法律4728/65 第64条)

第252条 前条の扱う通貨修正による差額は、法人の固定資産の財産の当初価値の通貨修正のための、1964年7月16日付法律4357号第3条の規定の該当するものと同じ扱いを受ける。(法律4728/65 第64条)

第253条 電力、港湾、採鉱事業の営業権所有会社は、各々、1964年11月4日付大統領令第54936号(1969年10月21日付大統領令、第65555号、補足命令第74号で変更)、1969年10月20日法令第973号と同日の大統領令第65453号、及び1971年12月31日付大統領令第69885号の規定に従わなければならない。

第2章 自己運転資本の維持

第254条 法人は、本条の項に基いて計算したその申告の基準期間中の自

已運転資本の維持に相当する額を、経常利益から差引くことができる。

(法令1338/74 第15条)

§1-期間当初の自己運転資本は、前期末決算に基き、また、法人の活動開始の場合には、当該機関にその設立書が保管された月の収支に基き、次の規則に従って調整した、資本金勘定負債と固定資産との差額の計上から決定される。(法令1338/74 第15条1項)

I-資本金勘定負債

- a) 前決算の残高に、偶々資本金勘定に入れなかった積立金、未処理利益、課税引当金の価額を加える。
- b) 前決算の残高は、次の価額から差引く。
 - b1-未決済勘定に記入されている累積損失
 - b2-資産の債権として記入されている未払いの会社資本金
 - b3-減価、消却、消耗、貸倒し引当金、在庫の原価と不動産価値の市場価格への調整積立金、その他控除費用として認められた積立金等、負債の資本金勘定に記入されている、課税利益計算では控除しうる、資産価値の調整である負債勘定の残高

II-固定資産

- a) 前期決算の残高に、次のものを加える。
 - a1-有効な法規に基き、固定資産の通貨修正制度に従っているその他の資産勘定の残高。
 - a2-金融的固定資産を表す、株式、資本持分、及びその他の会社参加の証券。
- b) 前決算の残高から、負債の資本金勘定に記入されている減価、消却、消耗の積立金を差引く。

III-ブラジル中央銀行から活動を認可された金融機関は、各々、負債と未決済資産に算入された期末払いの支出についての収入の残高の70%に相当する額を、負債の資本金勘定に加えることができる。

- Ⅳ－前記Ⅲの規定は、第208条の効力により収入と支出を期末払いにすることができる公開資本の株式会社には及ばない。但し、この資格の利用から上向きな自己運転資本の維持が行われない場合に限る。
- V－本項に於て、道路、工事その他の請負い会社は、1.5%の源泉徴収税を課されている未決済勘定に入れられた遅延収入の5%相当額を、負債の資本金勘定に加えることができる。
- §2－費用として差引ける自己運転資本の維持額は、申告の基準となった年又は会計年度の始めに存在する自己運転資本の価額に、同じ年又は会計年度中に生じた国庫修正可能債券の修正に用いられた係数の変化を適用して計算する。(法令1338/74第15条2項)
- §3－経常利益から差引くことを認められた自己運転資本の維持額は、経常利益の額を限度として、損益対照勘定の借方に記入し、また個別準備金勘定で貸方に記入し、法人とその名義人、社員、株主の免税つきの法人の増資への時機を得た強制的適用にのみ充当される。
(法令1338/74第15条3項、4項)
- §4－当該年度当初の自己運転資本が赤字な場合には、法人は、当該年度の収入として、次項の場合を除き、申告の基準となった年又は会計年度中の国庫調整可能債券の修正係数の変化を、赤字の自己運転資本に適用して決定した額を計上しなければならない。(法令1338/74第15条5項)
- §5－前項の形式で収入として計上された価額は、金融固定資産を表す株式、持分その他の会社参加証券を含め、固定資産の融資のために受けた債務に関する、損益計算の営業費用として借方に記入されている予定又は未定の通貨修正と為替差額の合計を超えてはならない。
- §6－第項の言及する為替差額又は通貨修正が無い時には、法人は自己運転資本の赤字の維持分の算定を免れる。
- §7－第4項、5項に基き決定された金額は、損益計算の貸方、そして積

立金の何れかで借方に記入される。これには、固定資産の通貨修正及び自己運転資本に由来する分も含まれる。もしこれらの勘定が無い時には、設立されることになる積立金勘定での時機を得た埋合わせのために、一時的未決済資産の勘定に記入される。(法令1338/74 第15条5項)

§ 8 - 修正係数に於る変化の適用基礎となる赤字の自己運転資金を決定するため、保険又は貯蓄会社は、これらの業務を規制する法規に従い形成される、義務ではない技術的積立金の一部又は全体を、負債の資本金勘定に加えることができる。但し、この付加が自己運転資本の黒字をもたらすものであってはならない。

§ 9 - 自己運転資本の維持分の利用に由来する増資には、第236条と第237条の規準が適用される。(法令1338/74 第15条6項)

§ 10 - 大蔵大臣は、本条第1項の扱う調整の規則を守ることができると同時に、その調整を、部門別の会計状況に適用させることができる。(法令1338/74 第15条6項)

§ 11 - 第226条1項cの形式の課税を選択する法人は、本条の規定を免れる。(法令1350/74 第4条)

第255条 前条の規定の違反は、不正に利用された額についての免税待遇を失い、各税金に、通貨修正、遅延利子と罰金、その他の法的負担、又は、該当する時には特別罰金を加えて支払うことが義務づけられる。(法令1338/74 第15条8項)

第9編 地域又は部門別経済発展のため

のインセンティブ

第1章 東北開発庁管轄地域の

インセンティブ

第1節 免 税 と 減 税

第256条 東北開発庁(SUDENE)の管轄地域で行われる工業、農業の事業を維持する法人又は個人企業は、これらの事業につき、1978年度まで、50%の減税を受ける。(法律4239/63 第14条、法律5508/68 第35条)

第257条 1963年7月12日以降、東北開発庁の管轄地域内に、新たな工業、農業の事業を設置する法人又は個人企業は、それらの事業が1978年12月31日までに始動するなら、各事業の始動の日から数えて10年間、免税となる。(法律4239/63 第13条、法令1328/74 第1条)

§1 一本条の旨とする期間は、事業の不利な位置や収益性に従い、15年間まで延長することができる。これは、東北開発庁の事務局の基本的意見書を通じて評議会の承認したことにより同庁の認めた当地域中開発の遅れた州に位置するものが優先される。(法律4239/63 第13条の項)

§2 一本条の扱う免税に於ては、既存の会社の商号や社名の変更、合併や吸収、事業の拡充や近代化は、新たな事業とはみなされない。

§3 一本条の扱う免税は、東北開発庁により認められれば、国税庁の機関に通告される。(法律5508/68 第57条)

第258条 その新たな事業が、免税待遇のために本条の定める条件を完備していない法人や個人企業は、東北開発庁の管轄地域に於るインセンティブについての他の法規に従いつつ、1978年度までは、50%の減税

を受ける。

第259条 同一法人の営業所が2つ以上ある場合には、東北伯開発庁の管轄地域内に設置された営業所の収入につき、税金の免除又は減額の権利が与えられる。(法律4239/63 第16条1項)

§1 本条の規定に於て、当該企業は、その計理で明瞭正確に、東北伯開発庁の管轄地域内で活動するその営業所の一つ一つの会計年度の取引きと利益の要素を記さなければならない。(法律4239/63 第16条2項)

第260条 法人又は個人企業が、工業又は農業の活動とみなされない活動を行っている時には、受益活動につき、その費用、収入、利益を区別して記すため、個別簿記を行わなければならない。

第261条 第256条と第258条の扱う減税権は、納税者を管轄する国税庁税務署により認可される。

§1 本条の言及する減税権の認可は、法人による、東北伯開発庁発行の財政優遇措置受益の最低条件を満たしているという表明書付の申請書の提出によって行われる。

§2 国税庁税務署は、第256条と258条の言及する減税権の認可申請に対し、その当該事務所への申請書提出から180日以内に決定を行う。

§3 申請者が申請に対する否定的決定を通告されもせずに前項の記す期限が終了し、控訴不可能な決定が生じて来ない間は、東北伯開発庁が本条1項の言及する表明を通じて優遇措置の勧告を行っているなら、当事者は、申請した減税を自動的に且つ満全に享受することができる。

§4 申請の一部又は全部の拒絶決定が下された時には、その通告の受理から数えて30日以内に、第一納税者評議会に自発的上訴を行う権利が与えられる。

§5 本条の扱う申請への拒否決定が、行政区内で上訴不可能になった時

は、当該事務所は、それまで課税額から差引いていた金額の支払いを
戻し、借方の徴収を行う。

§ 6 - 前項の扱う徴収は、当該法人又は個人企業が本条第 3 項の旨とする
減税に十分に享受している間に行われた差引きに該当する額には及ば
ない。

§ 7 - 第 256, 257, 258 条の規定の優遇措置の法人又は個人企業への
許可は、1969年3月18日付法令第64214号第7条の定める
形式でしかるべく作成された申請書の東北伯開発庁への提出の日から
効力を発する。

§ 8 - 第 257 条の規定の免税権は、既に支払われた税金には及ばない。
第 262 条 東北伯開発庁区域内に設置された工業又は農業の企業は、再投
資のために、負担税の半分に自己資金で 50% 増したものを、ブラジル東
北銀行に預託することができる。しかし、上記資金の利用は、産業設備の
近代化又は補充の技術的経済的計画各々の東北伯開発庁による承認を必要
とする。(法律 5508/68 第 23 条)

§ - 本条の定める権利は、第 263, 264 条の扱う優遇措置と重ねて利
用することはできない。

第 2 節 投資のための控除

第 263 条 法人は、その所得申告での指定を通じて、東北部での観光、漁
業、植林及び再植林に関する計画を含め、東北部の経済発展に利となると
東北伯開発庁がみなした計画に於て、負担税の 50% までを、減税として、
東北伯投資基金に充当することができる。(法令 1376/74 第 11
条 I)

第 264 条 前項の定める権利の代りに、同地域での電力事業権所有会社は、
東北伯開発庁の働きかけにより、その負担税の 50% まで、第 226 条 3
項と 4 項を除く電力計画への充当又は投資のために差引くことができる。

(法律5508/68 第97条)

§1 本条の旨及する目的に於ては、電力公社により、東北部の開発に利となると表明された発電、送電、配電、農村、電化のため、東北伯開発庁管轄地域内に設置された計画を、電力計画とみなす。

(法律5508/68 第97条)

§2 国外に居住又は本社を有するか、法規により外国資本と分類されている自然人又は法人が、直接、間接に株を管理している企業に於ては、本条の扱う資金の価額は、いかなる場合であれ、当該計画に投資された自己資金額を上回ってはならない。

第2章 アマゾン開発庁管轄地域のインセンティブ

第265条 法人は、その所得申告での指定を通じて、アマゾン開発民間投資基金への資金の拡充目的でアマゾン銀行の発行した債券買付け額の75%までを、負担税金から差引くことができる。(法令756/69 第1条)

第266条 法人は、その所得申告での指定を通じて、減税として、アマゾン地域の観光、漁業、植林、再植林に関する計画を含め、アマゾン開発庁が同地域の経済的發展に利となるとみなした計画に於て、負担税の50%までをアマゾン投資基金に充当することができる。(法令1376/74 第11条1項)

§ 本条と前条の旨及する割引きは、単独又は合体して、各年度で、負担税額の50%を超えてはならない。(法令756/69 第2条10項)

第267条 1982年度まで、アマゾン開発庁管区内で同庁がアマゾン地域の發展に利となるとみなした経済的事業を行う法人は、当該事業で得た利益につき負担する税金の50%減税を受ける。(法令756/69 第22条)

§ 本条の減税特典は、支払うべき税金額につき、第265条と266条の旨及する差引きの権利を妨げるものではない。

第268条 前項に従い、1963年5月6日以降、アマゾン開発庁管区で

設立、近代化、拡充、多様化され、1978年12月31日までに作動する経済的事業は、免税される。(法令756/69 第23条, 法令1328/74 第1条)

§1 一本条の扱う免税の有効期間は、アマゾン開発庁の判断で、事業が平常活動段階に達した日から10年間である。但し、アマゾン開発庁の下す規準に従い、特殊地域基準を守った上、その生産過程で地域の原料を基本的に用いる事業の場合を優先的に、この期限を15年間まで延長することができる。(法令756/69 第23条1項)

§2 一本条と前項の扱う優遇措置は、アマゾン開発庁がこれを許可し、同庁は国税庁当該機関に、同許可を通告する。(法令756/69 第24条3項)

§3 一本条の扱う免税申請の却下は、法規則の要件が満たされている限り、前条の扱う減税権を妨げるものではない。(法令756/69 第23条2項)

§4 一本条の扱う免税に於ては、既存の企業の単なる商号、社名の変更、合併、吸収、再編成は、設置、近代化、拡充、多様化とはみなされない。

第269条 アマゾン開発庁管区外でも活動を行っている。第267条、268条によるアマゾンでの受益事業の有資格法人は、その簿記に於て、減税又は免税の及ばない営業と利益の内容たる要素を、明瞭且つ正確に別記しなければならない。(法令756/69 第24条2項)

§1 同一の事業がアマゾン開発と無関係な活動も含んでいる場合には、当該法人は、受益活動につき、その費用、収入、利益の内容たる要素を明記するため、個別簿記を行わなければならない。(法令756/69 第24条2項)

§2 一本条の述べる会計要素は、最終決算のために別記されなければならない。(法令756/69 第24条2項)

第270条 アマゾン開発庁の承認した計画に含まれる設備の輸入のため以

以外は、本章の規定のインセンティブを受けた投資分に由来する収入は、いかなる名目であれ、国外に送金してはならない。

第271条 第268、269、270条の規定の違反は、優遇措置の許可取消しを招き、発効中の法規の定める罰金の他に、税金の実際に支払われなかった分の支払いが要求される。

第272条 アマゾン開発庁の管区内に設置された、工業、農業、漁業その他基本的役務の会社は、自己資金で50%付加すれば、負担税額を、再投資用に、アマゾン銀行に預託することができる。但し、この預託金の利用は、アマゾン開発庁による各近代化、補充、拡充、多様化の計画の承認を必要とする。(法令756/69 第29条)

§-本条の規定の権利は、第265、266条の扱う優遇措置と重ねて受けることはできない。

第3章 漁業活動へのインセンティブ

第273条 1977会計年度までは、法人は漁業開発庁がその計画を承認した経済的事業に於る漁業活動の利益に対し課されうる税金を免除される。(法令221/67 第80条, 法令1217/72 第1条)

第274条 前条に従い承認された事業の当該法人で、他の活動にも従事するものは、その受益活動に関する営業を、資産、負債、利益につき別会計にする。

第275条 前条の規定違反は、優遇措置の許可取消しを招き、当該罰金の他に、実際に支払われなかった課税分の納付を要求される。

第276条 第273条の扱う免税は、漁業開発庁の意見書に基き、大蔵大臣がこれを許可する。(法令1217/72 第4条II)

第277条 1977会計年度まで、法人は、その所得申告での指定を通じて、漁業開発庁の承認した漁業計画につき、減税として、その負担する税金の25%までを、部門別投資基金—漁業部門に充当することを選択する

ことができる。(法令221/67 第81条, 法令1217/72 第1条, 法令1376/74 第11条Ⅲ, 同第4項)

第4章 観光業のインセンティブ

第278条 法人は、その所得申告での指定を通じ、国家観光審議会の承認した観光計画につき、減税として、その負担税の8%までを、部門別投資基金—観光部門に充当することを選択することができる。(法令221/67 第81条, 法令1217/72 第1条, 法令1376/74 第11条Ⅲ, 同4項)

第279条 1975会計年度まで、観光ホテル事業を行う法人で、1966年11月21日に既に活動を行っているものは、減税分が当該税金に該当する会計年度に続く3ヶ年内にその営業条件の改善に投資されるのであれば、負担税の50%減税をみとめられる。(法令157/67 第17条2項 法令1191/71 第5条)

第280条 第279条の扱うインセンティブを受けるためには、法人は、観光ホテル又は特に観光目的の工事に、免税分に等しい自己資金に由来する新資本を適用しなければならない。(法令1191/71 第6条)

第281条 建設中のホテル又は建設予定のホテルの所有者たる法人は、その計画が1975年12月31日までに国家観光審議会により承認されているなら、各工事の終了から10年間、免税を受ける。(法令1191/71 第2条)

§1—本条の言及する免除を受けるためには、法人はその管轄税務署にその旨の申告をし、国家観光審議会の承認した計画の実行に対し同審議会の定めた期限を守ったことを証明しなければならない。

(法令1191/71 第2条の項)

§2—本条の規定は、国家観光審議会の定める規準と条件を満たしているなら、拡張されるホテルの建物にも適用することができる。(法令1191

／71 第3条)

第282条 前条の規定の免税の受益法人は、新たなホテルの建設を旨としていながら、それを実際にその目的で10年間利用しないうちは、同建物の別の用途を与えることはできない。これに違反した時には、免税されていた税金総額の支払いと、罰金、遅滞料、通貨修正が課される。

第283条 第279条の旨とする減税額は、毎年、必ず受益法人の会社資本に組込まれなければならない。これに対しては、当該企業の名義人、社員又は株主たる法人もしくは自然人は免税される。(法令1191/71 第9条の項)

第285条 第279条、281条の扱インセンティブを受けている企業が、ホテル業専門でない体系下の企業に変わることは禁じられる。これに違反した時には、免除されていた税金に、当該罰金と通貨修正を加えたものの支払いが要求される。

第286条 減税分を第279条の定める期限内に充当しなかった法人も、第279条に基き免除された税金に遅滞料とその他の法律上の罰金を加えた額の支払いを課される。

第5章 植林、再植林へのインセンティブ

第287条 法人は、その所得申告での指定を通じて、次に示す限度内まで、基準年に実際且つ証明付きで、植林又は再植林に充当された金額を、負担税から差引くことができる。(法律5106/66 第1条3項、法令1307/74 第4条、法令1376/74 第11条Ⅳ)

I-1974基準年	-	45%
II-1975基準年	-	40%
III-1976基準年	-	35%
IV-1977基準年	-	30%
V-1978基準年以降	-	25%

- § 1 一本条の言及する充当が、アマゾン開発庁又は東北伯開発庁の管区内に行われた時には、減税は負担税の50%まで上げることができる。
- § 2 一本条の言及する割引きに由来する資金は、最低10,000本以上の木の植林が含まれる計画に充当されなければならない。(法律5106/66 第2条b)
- § 3 一本条の言及する割引きの権利は、所有者、用益権者又は有効管理権所有者として正当な所有権を有するか、貸借人又は借主としてを始め、その他のあらゆる形式で規則的使用権を有している土地に於る植林事業を行う法人にのみ保証される。(法律5106/66 第2条a)
- § 4 一本条に於ては、1971年4月29日付大統領令第68565号承認規則第5条の規定に従い、納税者が直接又は第三者の業務請負いを通じて、技術的計画の作成、土地の準備、種の購入、苗の生産、植付け、保護、維持、監視、一般管理、役務用道路の開設と保存に充当した金額が、植林又は再植林への投資と考えられる。(法律5106/66 第4条)
- § 5 一本条に基いて基準年に行われた植林又は再植林の減税は、投資とみなされ、当該企業の流動資産の個別勘定に記載されなければならない。
- § 6 一本条の定める奨励策を利用しつつ植林、再植林を進める法人は、各々の承認された企画に含まれている森林の開発計画により、突発的原因を除きあらゆる理由で育たなくなった植付け苗の取替えを含め、行った植付けに不可欠な栽培処理を行う義務を負う。
- 第288条 前条の扱う財政優遇措置は、ブラジル森林開発院により植林事業計画が承認された後からのみ申請することができる。(法律5106/66 第2条b)
- 第289条 植林又は再植林で費された費用は、それを監督する国税庁機関の権限を損ねることなく、農林省機関の認定を受けなければならない。(法律5106/66 第3条)

§ 一本条の扱う証明書類に明らかな偽証の意図や不正確が確認された時には、違反者に1965年7月14日付法律第4729号の規定を適用して、通貨修正をつけた税金の差額と該当する罰金の徴収が行なわれる。

第290条 法人は、その所得申告での指定を通じ、ブラジル森林開発院の承認した植林、再植林計画につき、減税として、その課税額の以下に示す割合を、部門別投資基金—植林再植林部門に充当することを選択することができる。(法令1376/74 第11条Ⅳ)

I—1974基準年 — 45%

II—1975基準年 — 40%

III—1976基準年 — 35%

IV—1977基準年 — 30%

V—1978基準年以降—25%

第6章 エスピリト・サント州内での インセンティブ

第291条 1978会計年度までは、エスピリト・サント州に法律上の住所を有する法人はその所得申告での指定を通じ、法規の定めに従って、その課税額の33%までを、エスピリト・サント州経済復興基金に、減税として充当することを選択できる。(法令1345/74 第1条, 法令1376/74 第11条, V, 同4項)

第7章 航空業へのインセンティブ

第292条 1980会計年度までは、法人は、その所得申告での指定を通じ、課税額の1%までを、減税として、ブラジル航空公社の新株に充当することを選択できる。(法令770/69 第7条, 法令1376/74 第11条, VI, 同4項, 法令1408/75 第1条)

第8章 農村企業へのインセンティブ

第293条 農業，牧畜業，養蜂，養鶏，養蚕，養魚その他小動物の飼育，及び動植物採取業の活動を目的とする企業は，その産物と副産物の加工企業を除き，第304条d号の規定に従い，6%率の税金を支払う。

(法令1382/74 第1条)

§1 - 本条の定める課税制度は，本条の列举する活動の開発に由来する利益のみに適用される。(法令1382/74 第3条)

§2 - 不動産売却に由来する収入を除き，本条の定義する活動自身から生じた収入の5%を上回らなければ，当該企業の正常な取引から生じた収入も本条の定める制度に含めることができる。

(法令1382/74 第3条の項)

§3 - 他の活動で得た収入を，より優利な課税を不正に受ける目的で，本条の扱う企業の収入に帰すことは，罰則の適用に於て，明らかな偽証意図とみなされる。(法令1382/74 第5条)

§4 - 1974年12月26日までに設立された企業には，1969年9月30日付法令第902号，第7条で許可された優遇措置の受益権が保証され，この場合には，本条の規定は適用されない。(法令1382/74 第4条)

§5 - 前項の述べた企業には，随時，本条の定める課税制度の選択が許される。(法令1382/72 第4条の項)

§6 - 本条の定める制度の受益企業の課税利益の計上には，第210条，211条の規定が適用される。(法令1382/74 第1条)

第9節 総 則

第294条 各インセンティブの個々の控除限度を守った上で，第262，263，264，265，266，272，277，278，279，287，290，291条の定める優遇措置の合わせた適用は，各年度に於て，

CR\$ 1.00以下の小数を切捨て計算して、課税額の50%を超えてはならない。(法律5106/66 第1条4項, 法令756/69 第21条, 法令1191/71 第14条, 法令1376/74 第11条3項)

§1-本条の旨及する50%の限界は、当該法人が第292条の定めるインセンティブを受ける時は、51%まで上げることができる。

(法令770/69 第7条1項)

§2-本規則の定める各インセンティブの申請権は、所得申告で課される税金の前払いとして源泉徴収された金額がいくらであれ、常に法人に保証されている。(法令1089/70 第8条)

§3-所得申告で指定されたインセンティブ申請が、源泉徴収のための予算の承認を必要とする時には、法人は国税庁の認定した許可証書を用いる。(法令1089/70 第8条の項)

第295条 本編の旨及するインセンティブは、臨時又は補足的課税で負担する税金にも適用される。

第296条 社会統合計画への負担金、基準年に既にブラジル文盲追放運動に贈与した金額、及び第287条に基き植林再植林に充当した金額を除いて、インセンティブへの選択、国家統合計画と土地計画への分担金を加えた課税分は、単一の徴収書類を通じ一諾に徴収される。(法令1376/74 第13条)

§1-ブラジル銀行は、本条に従い徴収された金額の46%を、国家の収入として国庫口座で保管し、残りの54%を、インセンティブと国家統合計画、土地計画の特別口座に入れる。そして、これらの資金を、15日毎に、大蔵大臣の定める率を適用して、取引銀行の投資基金及びブラジル航空機公社、製鉄業更新実行グループ、文盲追放運動、国家統合計画、北部東北部農業加工振興農地再配分計画に移譲する。(法令1376/74 第14条)

§2-大蔵大臣は、会計年度開始前に、前項の旨及する率を仮に定め、そ

の後、インセンティブへの選択や該当分の実際の徴収額に関する情報を得るに従ってこれを調整する。(法令1376/74 第14条1項)

§3—ブラジル銀行は、前項の言及する率を基に、移譲されたが移譲すべき金額の調整を行い、超過分は収入として国庫に帰さなければならない。(法令1376/74 第14条2項)

§4—該当する会計年度内ではあるが、法律の定める期限外に行われた納税分は、各基金に移譲される。(法令1376/74 第14条3項)

§5—該当する会計年度外に納付された税の分は、総て、国家の収入として、国庫口座に入れられる。(法令1376/74 第14条4項)

第297条 第256, 257, 258, 267, 268, 273条の扱う免税又は源税価額は、当該のインセンティブを受けた年の翌年度の終りに、受益法人の資本に租入れられねばならず、社員参加分としてうまく配分することができない受益分の残高は、「増資積立分」の名の口座に維持する。

(法律4239/63 第15条1項, 法令221/67 第80条1項, 法律5508/68 第36条, 法令756/69 第24条)

§1—資本統合の欠如は、本条の規定の資本化を妨げない。(法令221/67, 第80条2項, 法令756/69 第24条1項)

§2—本条の定める資本化による株式又は資本持分の受理は、課税対象とされない。(法律4239/63 第15条, 法令221/67 第80条4項, 法律5508/68 第36条, 法令756/69 第24条4項)

§3—本条の規定の違反は、減税又は免税の権利の喪失を招き、当該税務事務所は、罰金と通貨修正を加えて、資本化されなかった税額の徴収を行う。(法律4239/63 第15条2項, 法律5508/68 第36条, 法令756/69 第24条6項)

第298条 東北伯開発庁の管区内でインセンティブを受けて1963年7月12日以降に行われた投資に由来する利益と収入は、いかなる名目であ

れ、直接、間接に国外に送金することはできず、これに違反した時には、関連のインセンティブが取消され、税金不払いの罰金と共に、年間10%の罰金を加えた税金の支払いが要求される。(法律4239/63 第18条4項)

§1—本条の規定は、時として優遇計画で認められた外国資本の投資に該当する報酬の国外送金を禁ずるものではない。但し、これらの投資が、資本参加の形式を帯び、しかるべく政府機関から承認されており、報酬が法の定める制限と条件に従っている場合に限る。(法律4239/63 第18条4項)

§2—本条の扱う禁止は、インセンティブの産物で成された投資に由来する利益や収入が、東北開発庁の承認を通じ、国産類似品の無い外国産の設備の購入に充当されることも妨げはしない。(法律4239/63 第18条4項)

第299条 第256, 257, 258, 267, 268, 273, 279条の定める優遇措置を受ける権利の認定を得た法人は、その所得申告に、受益企業の資本組入れのために別記して、各会計年度に相当する減税、免税額を記す。

§—本条の旨及する受益価額は、「増資積立金」勘定に対し、直接、「損益計算」勘定の借方に記入し、この分は、控除可能な費用とみなすことはできない。

第300条 国税庁は、納税者の行った選択と納税管理に基いて、各年度に、選択法人のため、指名し連続番号をつけた、記名且つ譲渡不能な、東北地域投資基金、アマゾン投資基金、部門投資基金、及びブラジル航空機公社への充当証明書を発行する。(法令1376/74 第15条)

§1—本条の扱う証明書は、専ら、当該年度中に納付された税額分を基に発行され、その発行の日から1年以内に、上記各基金の持分と転換されなければならない。(法令1376/74 第15条1項)

§ 2 - 前項の並へる期間に轉換されなかつた証明書についての価額は、当該基金の価額に付加される。(法令1376/74 第15条2項)

§ 3 - ブラジル航空機公社への充当証明書は、その発行された日から、同公社の株式引受け権を表す書類となる。(法令1376/74 第15条4項)

§ 4 - 第1項の扱う持分は、直接又は間接管理の連邦機関に対する担保としての効力を有する。(法令1376/74 第15条5項)

第301条 1975年度を除き、CR\$100,000.00以上の記名価値の証明書を保持しており、当の計画に参加しない法人には、その超過分を当該年度中のインセンティブの資金の適用を既に行つた計画に充当する権利が保証される。(法令1376/74 第18条4項)

第302条 1974年度までに預託を行つた法人には、1974年12月11日までに有効な制度に従つて定められた期限と条件でその資金を充当することが認められる。(法令1376/74 第24条)

第303条 長く賃金支払いの遅延している法人には、国家、州、市の機関、又はこれらの参加する機関による、財政上、税制上、融資上のいかなる優遇措置も許可されない。(法令368/68 第2条)

§ 1 - 賃金の長期遅延とは、事業の危機による原因を除き、重大かつ明らかな理由もない3ヶ月以上にわたる従業員に支払うべき賃金支払いの遅滞又は隠匿である。(法令368/68 第2条1項)

§ 2 - 個別の法規に基づき審査され、長期遅延と結論した決定は、労働省により、地域の税務当局及び大蔵大臣に通告される。(法令368/68 第3条2項)

第304条 以下の負担する税金に対するインセンティブの名目のいかなる割引きも禁じられる。

a) 6%率の課税対象である電力公共事業の営業権所有会社(法律5655/71 第3条の項、法令1376/74 第11条2項)

- b) 6%率の課税対象である電気通信公共事業の営業権所有会社(法律1330/74 第1条1項, 法令1376/74 第11条2項)
- c) 第226条1項c)に基く課税を選択した法人。
- d) 第293条の扱う企業で, 減率で計算された税金につき(法令1382/74 第1条)

第305条 第263, 264, 256, 277, 278, 287, 290条の扱うインセンティブを受け減額された税金総額から次のものを差引く。

- a) 1978年度まで, 国家統合計画のために30%(法令1160/70 第5条とその2項, 法令1179/71 第9条, 法令1243/72 第2条, 法令1376/74 第12条)
- b) 1976年度まで, 北部東北部農産加工振興, 農地再配分計画へ20%(法令1179/71 第6条と2項, 法令1376/74 第12条)

第 3 部 源 泉 徴 収
 第 I 編 勞 働 収 入
 第 1 章 賃 金 勞 働 の 収 入
 第 一 節 税 率

第 3 0 6 条 第 3 1 条の旨及する賃金労働の収入は、次の表に基いた累進率の適用により税金の源泉徴収の対象となる。

I - 1975年6月30日まで有効

月額純所得 C R \$	税率%
2,300.00 まで	免税
2,301.00 から 2,600.00	5
2,601.00 から 3,400.00	8
3,401.00 から 4,600.00	10
4,601.00 から 6,400.00	12
6,400.00 以上	16

II - 1975年7月1日より有効

月額純所得 C R \$	税率%
2,300.00 まで	免税
2,301.00 から 2,600.00	5
2,601.00 から 3,400.00	8
3,401.00 から 4,600.00	10
4,601.00 から 6,400.00	12
6,401.00 から 8,600.00	16
8,600.00 以上	20

§ 1 - 本条の扱う税金は、各職種ひ、各々の制限内に含まれる収入分に掛けて計算される。(法令 1371/74 第 1 条の項)

§ 2 - 本条の扱い税金は、該当する年の所得申告で計上されるものの前払いとして徴収される。(法令323/67第1条の項)

第307条 前条の扱い月額純所得の決定のためには、次の控除が許可される。(法令323/67第3条)

- a) 扶養家族費
- b) 退職金や年金の協会又は金庫、及びその他の公益金への分担金
- c) 各職種の代表組合のための組合費その他の負担
- d) 出張販売員の場合、その証明にかかわらず、居住地外への旅行と滞在に於る旅費、食費、宿泊費、並びに陳列に充てた場所への荷物運搬費とその場所の賃借料は、本人の費用となっている時には総収入の30%まで。
- e) 賠償なしで納税者が支払った、弁護士料を含む収入受理に必要な訴訟費用
- f) 裁判所の最終判決により支払った扶助料

第308条 税金計算に於ては、CR§1.00の小数は切捨てられる。(法令1371/74第1条の項)

第309条 源泉徴収の対象である税金の計算に於ては、利益配分又は賞与を除き、あらゆる種類の商業又は民事の会社の社員、重役、顧問、及び個人企業の名義人の得た報酬の総額が考慮される。(法令4506/64第10条3項)

第310条 累積的に支払われた収入は、相当する月々に分けて考慮される。

§ 1 - 第13階賃金を受けている賃金労働者が、ある月に、免税限界を超える金額を得た時には、第13階賃金に相当する月額割当て(12分の1)を差引いた基本給料が前記限界を上回るなら、その月に得た総額にかかる源泉徴収税の対象となる。

第311条 恒久的婚姻関係に於ては、配偶者、子息、その他の被保護者は、夫婦の長の扶養家族とみなされる。

§ 1 - 前配偶者の扶養責任を負わない別居した納税者は、本人の限定相続人の一人に含め、法的な結婚禁止を保っているなら、最低5年以上、本人のみに経済的に依存して暮している者を、扶養家族に含めることができる。(法律4242/63第44条, 法令401/68第6条1項)

§ 2 - 次の場合を除き、既婚の女性は、被保護者のいない独身女性又は寡婦と同じ資格を与えられる。

a) 民法の定める場合で、夫婦の長と考えられる時

b) 次の項の仮定する場合が起きた時

c) 配偶者と共通でない被保護者を有する時

§ 3 - 配偶者の一人が、第306条の言及する税率に従う必要のない収入を得たとしても、もう一人の配偶者は、源泉徴収の対象となる収入を有しているなら、扶養家族費の控除の権利を与えられる。

§ 4 - その結婚が取消された女性、別居した女性及び夫からの資金無しに捨てられた女性は、子息とその他の扶養する被保護者の数を考慮に入れ、独身女性又は寡婦として税金の控除の対象となる。

第312条 純所得の計上のために月々控除しうる扶養家族費は、各扶養家族1人につき、CR\$375.00として計算される。(法令401/68第6条)

第313条 源泉徴収に対し、配偶者、子息、その他の被保護者に関する扶養家族費は、国税方の当該機関の承認した書式一通で雇用人により申告され、雇>Mainがこれを保管して課税監督で要求されれば呈示する。

§ - 賃金労働者の得た総所得から控除された扶養家族費の証明は、支払い源にこれを提出し、その手元に保管される。

第314条 源泉徴収のために、雇用人から提供された情報について、雇>Mainはいかなる責任も負わない。(法律2354/54第12条)

第2節 源泉徴収から除外収入

第315条 源泉徴収税額の計算に於て、第22条eからp及びu、第31条I項IV、並びに納税者とその家族の居住地外への旅行及び滞在の補償に充てられた、公共又は民間の団体から支払われた手当と支度料としての収入は除かれる。(法律4506/64第17条、法律5107/66第28条の項、法令20/66第2条ひ補足、法律5787/72第33条、法令1350/74第8条の項)

§-同じく、民間、連邦、州又は市の代理委託の行使により得た補助金の可変部分も、源泉徴収対象の収入から除かれる。(法律5279/67第2条)

第2章 国家職務により外国居住中のブラジル国籍自然人の収入

第316条 ブラジル本籍の自然人で、国外に存在するブラジル政府の事務所又は公社から外国通貨で賃金労働の収入を得るものは、受理した総収入に次の率を掛けた税金の源泉徴収を受ける。(法令1380/74第8条)

総収入区分 Us \$	税率
600.00 まで	免除
601.00 から 1,500.00	3%
1,501.00 から 3,000.00	5%
3,000.00 以上	8%

§-本条の扱い税金は、国内に居住する自然人に対し定められた条件と同じ条件で、毎年提出されるべき所得申告で計上される税金の前払いとして徴収されるものである。(法令1380/74第8条1項)

第3章 非雇用の業務の対価

第1節 自由業者、独立労働者及び自然人である工事請負人

第317条 法人により、手数料、仲介料、謝礼、俸給、著作権又はその他

提供されたあらゆる役務の報酬の名目で、雇用関係の無い自然人に、各自に支払われるか保証されたCR \$580.00以上の金額は、前払いとして、8%の源泉徴収を受ける。(法令1198/71第6条1項)

§ 1 - 支払い源と雇用関係のない販売人、行商人、仲買人又は独立商業代理人に支払われた収入については、7%率の源泉徴収となる。(法令1198/71第6条2項)

§ 2 - 本条の規定は、支払い源の名義人、重役、取締役、社員又は従業員に支払われた収入には適用されない。(法令1198/71第6条3項)

§ 3 - 本条の規定は、あらゆる法人によって個人の工事請負人に支払われたが保証された金額にも適用される。(法令1198/71第6条4項)

§ 4 - 本条の扱う8%の税金の徴収は、1967年2月25日付法令第200号第 条の定めに基づき、領収書発行の、役務の提供の形式での連邦行政部への偶発的な寄付金にも及ぶ。

第2節 役務提供の民間団体

第318条 手数料、仲介料、謝礼、俸給、著作権料、その他提供されたあらゆる役務の報酬の名目で、法人から第226条1項bの言及する民間団体に支払われた1ヶ月CR \$580.00以上の金額は、前払いとして、4%の源泉徴収を受ける。(法令1198/71第6条)

第3節 貨物輸送の対価

第319条 輸送料及び運賃一般として、法人から自然人又は法人に支払われるか保証された金額は、受取人の申告で課される税金の前払いとして、3%の源泉徴収の対象となる。(法令401/68第10条)

§ 1 - 次の場合には、本条の扱う源泉徴収は行われぬ。

a) 鉄道、海上、航空、河川又は湖沼輸送の会社に支払われるか保証された輸送料(法令401/68第10条3項、法令484/69第2条)

b) 鉄道，海上，航空，河川又は湖沼輸送での費用及び船荷証券に明記されている，輸送中の財産にかかる，税務署の徴収する州又は市の租税。

c) 徴収されるべき税金が，船荷証券につき CR\$ 1.00 以下の時。

§ 2 - 再発送の場合には，運送会社は，移譲された輸送料にかかる税金を，移譲受取人の前払いとして差引き，受取書が，輸送され各積荷明細書に記入された財産の船荷証券総てへ送付されることになっているなら，差引いた金額の貸方となる。

§ 3 - 差引かれた金額は，必ず船荷証券に記載され，徴収が役務提供の副本を通じて行われる時には，各送り状に，輸送料，源泉徴収対象額，源泉徴収税の価額が記入されなければならない。

§ 4 - 本条の扱い収入を支払うか保証する法人は，その受取人に，源泉徴収証明書を発行する。（法令 401/68 第 10 条 4 項，法令 484/69 第 2 条）

第 4 節 罰金並びに罰金利得の分け前

第 320 条 次の金額は，その所得申告で課される税金の前払いとして，10% の源泉徴収を受ける。

a) 税務上の法律により受取った罰金の分け前に相当する金額。（法律 2354/54 第 41 条）

b) 労働契約の取消しの場合，賠償の名目で貸金労働者が受取った金額を除き，契約取消して自然人が受取った罰金又は利得の金額

第 4 章 工事請負い法人の収入

第 321 条 国家，州，連邦区，市町村，領及び公社国营企業，半官半民企業，公共企業，公共事業営業権所有会社により，道路その他の工事の請負い法人に支払われた総価額は，その申先で課される税金の前払いとして，

源泉での 1.5% の税徴収の対象となる。(法令 401/68 第 9 条, 法令 1153/71 第 1 条)

§ 1 - 当税金は支払い時に差引かれ, 5 日間以内に, 源泉徴収を行った者の責任の下に納付される。(法令 401/68 第 9 条の項, 法令 1153/71 第 1 条)

§ 2 - 下請け契約を行った工事請負人は, 下請け法人に支払い金額から, 源泉で徴収された税金に相当する割合を埋合わせることができる。

§ 3 - 前項に従って埋合わされた税金は, 下請け法人による申告に於て負担の税の前払いとなる。

§ 4 - 第 2 項に基き埋合わされた価額は, 受取証に記入され, 前払いの最終時計上のために, 当の勘定で貸方に入れておかねばならない。

§ 5 - 請負人は下請け人に, 埋合わされた税金の証明書を発行し, その一通を, 当該取引の翌月の 10 日までに, その管轄の税務署に送付する。

第 3 2 2 条 前条の言及する税金は, 申告を基に算定される課税総額で相殺するため, 当該企業の資産勘定に別個に記入されなければならない。

§ - 前条の言及する収入の受取人である法人は, その収入の価額が申告利益の計上に於て収入に含まれている時のみ, 源泉徴収税の控除を行うことができる。

第 2 編 資 本 収 入

第 1 章 利 子 一 般

第 1 節 預 金 と 貸 付 け の 利 子

第 3 2 3 条 第 3 2 4, 3 2 5, 3 2 6, 3 2 8, 3 3 1, 3 5 7 条の規定を除き, 半年につき CR\$ 120,000 を超える額で, 利子の名目で法人から自然人に支払われるか保証された金額は, その所得申告に於て負担する税金の前払

いとして、10%の源泉徴収を受ける。(法律4506/64第13条b, 同第2項)

第2節 持参人払い公債証券の利子とプレミアム

第324条 連邦法律で免税を明記されているものを除き、受取人が識別できない場合の、自然人の得た連邦、州又は市の公債の持参人払い証券の利子とプレミアムは、6%の源泉徴収の対象となる。(法律4154/62第30条, 法律4862/65第25条1項, 法令1338/74第19条)
§-本条の規定は、第328条の言及する証券には適用されない。

第3節 その他の持参人払い債券の利子

第325条 国内、国外で、国内領土で営業する内国又は外国の法人の受けた貸付けに由来する。本規則で明記されていない持参人払い債券の利子は、次の率で、税金の源泉徴収の対象となる。

I-受取人が識別できる時は15%(法律4728/65第54条I)

II-受取人が識別されないことを選ぶ時は40%(法律4728/65第54条II, 法令157/67第19条)

§-本条Iの場合、源泉徴収した税金は、その申告で課される税金で相殺される。(法律4728/65第54条の項)

第2章 定収入証券の収入

第326条 1969年1月1日以後に発行され、前以って定められた通貨修正つきの定収入の証券(金融機関の引受けた為替手形と定預金証券)は、その支払い形式を問わず、次の率に従って計算する税金の源泉徴収の対象となる。

証券

発行日から180から269日の期限 11.0%

同 2 7 0 日から 3 5 9 日	9.5 %
同 3 6 0 日から 4 4 9 日	8.0 %
同 4 5 0 日から 5 3 9 日	6.5 %
同 5 4 0 日から 6 2 9 日	5.0 %
同 6 3 0 日から 7 1 9 日	3.5 %
発行日から 7 2 0 日以上	2.0 %

§ 1 - 細分収入の証券の場合には、本条に於てはその発行の全期間が優先する。(法令 403/68 第 1 条の項)

§ 2 - 金融機関と契約した、前以って定められた通貨修正つきの定期預金により生れた収入は、証明書の発行が無い場合であれ、その決定に採用された形式を問わず、本条の定める課税制度の対象となる。(法令 1338/74 第 7 条)

§ 3 - 1969 年 1 月 1 日から 1974 年 7 月 2 2 日まで発行された本条の言及する証券のために、国庫修正可能債券へのそれと等しい通貨修正が定められた時には税金は、次項の規定を守って、以下に示す率の適用により、自然人の得た利子の価額にのみ課される。(法令 403/68 第 2 条 2 項, 法令 614/69 第 1 条, 法令 1338/74 第 6 条と同 3 項)

I - 発行日から 1 8 0 から 7 1 9 日までの期限の証券の利子につき
2 0 %

II - 発行日から 7 2 0 日以上

§ 4 - 前項の扱ひ証券により生れた収入は、次のもののみ支払われることができる。(法令 403/68 第 2 条とその I 項, 法令 614/69 第 1 条, 法令 1338/74 第 6 条 3 項)

a) 買戻しの日には、通貨修正分

b) 関連の期限が切れた後は利子

§ 5 - 国家通貨審議会は、本条本文と第 3 項の示す率を、その半分まで増

減することができる。(法令403/68第3条)

第327条 前条に従って計算された税金は、源泉徴収できる。(法令403/68第4条, 法令614/69第2条)

a) 第326条の場合、証券の最初の取引き時点で。この時、金融機関、仲介人は、源泉徴収税を明記の上、取引き価額が同証券に記入されなければならない。

b) 第326条3項の場合、利子の支払い時点で。

§1-為替引受け契約についての前払いも、本条に於る税金を生ぜしめる事実となる。(法令403/68第4条3項)

§2-本条aで普及された場合で、前取引きの価額以下の価額で証券の再取引きが行われた時には、金融機関又は取引き仲介人は、税金の補足額を源泉徴収し、同証券にこれを記入する。(保令403/68第4条4項)

§3-前項の言及する収入の受取人が自然人である時には、納税者の識別は免除でき、税金は源泉でのみ徴収される。(法令403/68第4条1項)

§4-法人によって行われた、定収入証券への融資に於て、前もって見積られるか一定通貨修正つきの収入に対し源泉で徴収された税金は、同証券が基準年に資産に留っていた期間とその満期までの総期間と比例させて、企業が計上する年間の利益にかかる税金から差引くことができる。(法令1338/74第17条)

第328条 国家通貨審議会の定める率に従い、1974年7月23日以後に発行され、12ヶ月以上の期限の、国庫修正可能債券その他の連邦、州、市の公債証券、記名又は識別持参人払いの不動産手形、証明書付き又は無し公認金融機関での定期預金、社債、株式転換社債、公認金融機関の引受け又は共同債務の為替手形、公認金融機関の発行又は裏書きの抵当手形で、国庫修正可能債券に認められた率と同率の通貨修正の対象となってい

るものの自然人に支払われた利子は、受取人の随意で識別にかかわらず、次に示す表に基いて、支払いの日又は保証の日に源泉徴収される。(法令1338/74第6条とその3項)

発行期間	率
24ヶ月以下	20%
24から36ヶ月未満	18%
36から48ヶ月未満	16%
48ヶ月以上	14%

§1-その受取りの折に識別されている自然人の選択で、本条の扱い利子は、申告に含まれうる。(法令1338/74第6条1項)

a)非課税収入として

b)課税収入として。この場合、源泉で徴収された税金を、申告で課されるその前払いとみなす。

§2-本条の扱い利子は、いかなる前払いも禁止された上、30日未満の間隔で支払われることはできない。国家通貨審議会は、特別の投資につき、この最小間隔を高めることができる。(法令1338/74第6条4項)

第329条 前条の言及する証券の収入は、いかなる日に発行されたものそれであれ、法人により得られる時には、源泉徴収を受けないが、年間所得申告の課税利益の計算に於ては、経常利益に算入される。(法令1338/74第19条)

第330条 1974年7月22日までに発行された社債一般の利子は、自然人により得られる場合には次の率の源泉徴収の対象となる。(法令1283/73第17条、法令1338/74第6条3項)

I-発行日から180日から719日の期限の証券は15%

II-発行日から720日以上期限の証券は10%

§1-本条の扱い利子は、その関連の期限が満期になる以前に支払われる

ことはできない。(法令1283/73第17条の項, 法令1338/74第6条3項)

§2-本条の扱い税金は, 受取人の識別は必要とせず, 専ら源泉で徴収される。(法令1283/78第18条1項, 法令1338/74第6条3項)

第3章 ブラジル電力公社(エレトログラス)の債券

第331条 ブラジル電力公社(エレトロプラス)の持参人払い債券の収入は, その受取人の識別にかかわらず, 源泉でのみ10%の徴税を受ける。(法令1089/70第15条とその2項)

第3章 債権証券の割引き

第332条 あらゆる持参人払いの債券又は債権証券の売渡し又は市場売出しに於て, 法人から自然人に与えられた額面価額の割引きは, その取引きの時点で, 15%の税の源泉徴収の対象となる。(法律4728/65第53条, 法令1338/74第8条)

§1-本条の規定は, 第326条の扱い証券の割引きや, 1970年1月29日付法令第1079号に基いて発行された国庫証券の買つけ, 売渡し又は買戻しの価額間の差額には適用されない。(法令1338/74第22条)

§2-割引きとは, 証券の額面価額から市場売出しや売渡しの価額を引いた差額であり, 社債については, その修正された額面価値を基とする。(法律4728/65第53条1項, 法令1338/74第8条1項)

§3-本条の旨及する証券の流通に於ては, 法人間で与えられた割引きについて源泉徴収税はかからないが, 自然人にその証券を売るか転売する最初の法人は, 次の事項を義務づけられる。(法律4728/65第53条2項, 法令1338/74第8条2項)

I-証券の額面価額の割引きについて計算した本条規定の税金を徴収し,

社債については、修正した額面価額を基に計算する。

II-購入者の識別を要求し、割引きについての受領書を要求する。

III-当の証券に、Iに従った源泉徴収と課税の対象となった割引き額を記載する。

IV-割引きの受益者に、その証券の区別と取引き日、満期日を明記した源泉徴収表明書を送る。

§ 4 - 前項 III の言及する税金の源泉徴収記載のある証券は、新たな課税なしに、自然人と法人の間で自由に流通することができる。但し、一法人が、支払われた税金の課税の標準となった割引きを超える割引きで、証券を自然人に転売する場合は、前項の規定を守りつつ、前に課税対象となった額を上回る分についての徴税が行われる。(法律4728/65第53条3項, 法令1338/74第8条3項)

§ 5 - 本条の扱う債券又は証券の買付けで自然人が得た割引きは、必ず受取人の所得申告の利子の部に算入されなければならない。次項の場合を除き、源泉徴収された税金を申告で課される税金で相殺する。(法律4728/65第53条4項)

§ 6 - 社債の購入に於て自然人の得た割引きは、第328条1項の制度に従う。(法令1338/74第8条4項)

第5章 株式の収入

第1節 配当金と現金での特別配当

第333条 自然人に分配される配当金と現金での特別配当は、次の率に従って税の源泉徴収の対象となる。

a) 公開資本株式会社の発行した株式の場合15% (法令1338/74第9条a)

b) 本条3項の規定を守った上、第293条の扱う企業の発行した株式の

場合 15% (法令 1382/74 第 2 条)

c) その他の株式会社の発行した株式の場合 25%

§ 1 - 本条の言及する徴税は、識別されない持参人払いの株式の配当金と特別配当金に適用されると共に、受取人が源泉徴収を選択した時には、記名又は裏書き記名の、識別持参人払いの株式のそれにも適用される。
(法令 1338/74 第 9 条 1 項)

§ 2 - 記名、裏書き記名、又は識別持参人払いの株式の場合、本条の扱う税金は、第 34 条 3 項の規定と第 35 条の規定を守り、配当金の再充当の場合を含め、納税者の選択で免除されるか、所得申告で負う税金の前払とみなされることができる。(法令 1338/74 第 9 条 2 項)

§ 3 - 本条 b 号の扱う徴税制度は、あらゆる性質の他の企業の資本参加によって得、第 293 条の言及する企業が配分する利益や配当金には適用されない。(法令 1382/72 第 2 条の項)

第 334 条 持参人払い株式への配当金と特別配当金で、1940 年 9 月 26 日付法律 2627 号第 103 条の規定に従い、その分配を承認した総会の議事録の公表の日から 120 日以内に株式から要求されなかった分の残金は、ブラジル銀行の関連口座に預託される。(法令 401/68 第 13 条 2 項、法律 5589/70 第 3 条)

§ 1 - 株主総会が、配当金と特当配当金の支払いの区分を定める時には、本条の言及する期限は、各部分の支払い開始のために定められた日から数えられ、請求のなかった配当金や特別配当金もそれに比例して考慮される。(法令 401/68 第 13 条 5 項、法律 5589/70 第 4 条)

§ 2 - 本条の言及する預託は、本条の定める期限の満期日から数えて 15 日以内に行う。(法令 401/68 第 13 条 3 項、法令 484/69 第 5 条)

§ 3 - 前項の規定の不履行は、識別されない受取人の収入として、税金の源泉徴収を課される。(法令 401/68 第 13 条 4 項、法令 484/69

第5条)

第2節 その他の株式収入

第335条 第37条IとIIIの言及する株式の価額を除き、配当金、特別配当金以外の、自然人に配分された利息は、以下の率で、申告時の税金の前払いとして、源泉徴収を受ける。(法律4154/62第12条, 法率4506/64第84条, 法令1338/74第23条)

I - CR\$ 1,000.00以上の、記名又は裏書き記名の株式の名義人につき
10%

II - 識別持参人払いの株式の名義人につき15%

§ 1 - 本条の言及する収入が、公開資本の株式会社により配分される時は、徴税されない。(法律4728/65第55条1項)

§ 2 - 本条IIの言及する収入の受取人は、非識別を選択することができ、この時には、次の率の源泉徴収が行われる。

I - 公開資本の株式会社の配分する収入については25%

II - その他の会社の場合には40%

§ 3 - 本条の言及する徴税に於ては、株式の償却での資本減額のない利益と積立金の利用は、収入の配分となる。

第6章 資本持分、割り前の収入

第336条 第37条IとIIIの言及する資本の持分と割り前の価額を除き、年額CR\$ 1,000.00以上の、自然人の有する資本の持分又は割り前に帰する利益その他の利息は、その受取人の所得申告に於て課される税金の前払いとして、10%の率の源泉徴収を受ける。(法律4154/62第12条とその2項)

§ - 本条の規定は、第34条のdの扱い利益には適用されない。(法令1350/74第8条の項)

第337条 自然人である受取人の選択で、次の税金は専ら源泉で納税することができる。

I-本条の項の規定に従い、第293条の扱い企業の配分した利益は、
15%

II-個人企業及び合資、合名会社の配分した利益で、それが第226条本文の扱い徴税に従っている場合、25%。(法令1351/74第3条
法令1381/74第9条8項)

III-第226条1項bの扱い民間法人により、国内に居住又は本籍を有する名義人や社員に配分された利益は32%

§-あらゆる性質の他の企業の資本への参加により、第293条の扱い企業の得る利益には、Iの徴税制度は適用されない。(法令1382/74
第2条の項)

第7章 投資会社と共有財団により配分された収入

第338条 第116条の扱い投資会社及び共有財団により金銭で自然人に配分されたあらゆる性質の配当又は利息は、納税者の選択で、専ら15%の源泉徴収を受けることができる。(法令1338/74第11条1項)

§1-本条の言及する収入が源泉徴収を受けない場合には、第34条1の規定に従い、受取り自然人の申告に含まれる。(法令1338/74第
11条2項)

§2-本条の言及する選択で源泉徴収が採用された時には、自然人は、当該収入が申告に含まれているなら、第34条1の規定を損ねることなく、源泉徴収された税金の総額を、申告で負う税金の前払いとみなすことができる。

§3-本条の扱い収入は、法人により得られた場合には、源泉徴収は受けず、年間所得申告に従って課税される利益の計上に於て、経常利益に算入される。(法令1338/74第19条)

第 8 章 株式会社の資本の超過準備金

第 3 3 9 条 計上された利益又は通貨修正の利用による株式会社の準備積立金の増額は、これら積立金が既に支払い済み会社資本の価額に達している場合には、次条の規定を除き、第 2 2 6 条に基く法人負担の税金にかかわりなく、15%の源泉徴収の対象となる。(法律 1474/51 第 2 条 1 項、法律 4862/65 第 6 条、法令 1338/74 第 1 6 条)

§ 1 - 本条の規定の徴税には、次のものは含まれない。

- a) 会社資本の 20% に達するまで、同資本の統合を保證するための、年間経常利益の 5% の法定準備金 (法令 2627/40 第 130 条)
- b) 第 2 2 3 条 1 の扱い打歩により形式された準備金
- c) 第 2 2 3 条 3 1, 3 2 項の条件を満たす、同 3 3 項 s の扱い利益により形成された準備金 (法令 1260/73 第 3 条)

§ 2 - 本条の扱い準備金の余剰分の配分の場合には、納税分は、受取り自然人がその源泉で負う税金で相殺される。(法律 1474/51 第 2 条 2 項 3 項)

§ 3 - 源泉徴収が該当しない場合には、納税分は、配分に該当する会計年度で、当の法人が申告で負う税金で相殺される。

§ 4 - 本条の扱い税金は、準備金の増額を承認した総会の日源泉徴収されることを義務とし、同総会の日から数えて 30 日以内に、納付されなければならない。(法律 1474/51 第 2 条 1 項)

§ 5 - 本条の規定は、第 1 1 6 条 1 項に従い免税されている投資会社には適用されない。(法令 1401/75 第 1 条の項 I)

第 3 4 0 条 大蔵大臣は、支払い済み会社資本の 200% まで、本条の扱い税金の対象である準備金余剰分の計上の限界を上げることができる。(法令 1338/74 第 1 6 条の項)

第3編 清算又は創立社債の収入

第341条 清算社債又は創立社債の利子その他のあらゆる収入は、次の率で、源泉徴収を受ける。

I- 自然人に属する記名証券の場合には、CR\$1,000.00以上なら、申告で負う税金の前払いとして、10%（法律4154/62, 第12条）

II- 識別できる自然人に属する持参人払い証券の場合、申告で負う税金の前払いとして15%（法律4728/65 第54条I）

III- 法人に属する記名又は識別持参人払いの証券の場合、15%（法律4154/62 第8条c, 法律4728/65 第54条I）

IV- 持参人が識別されないことを選択する場合、40%（法律4728/65 第54条II, 法令157/67 第19条）

§1- 本条 IIIの言及する収入の配分の受益社員又は株主は、そのような収入がそれを配分した会社に支払われていたものか、それをその会社に配分した第三者に支払われていたものである時は、その申告で、源泉徴収された税金を相殺する。（法律4154/62 第8条3項）

§2- 本条 IIIの扱う税金は、一法人が他の法人へ支払う収入又はそれを、配分する法人が受けた時、又はその法人にそれを配分した第三者の法人が受けた時、既に徴税されている収入にはかからない。（法律4154/62 第8条7項）

§3- 本条の扱う収入は、法人により、支払い、保証、使用、送付又は引渡しを通じて再配分される時は、第344条I又は本条IVの規定の税金の対象となり、最初の法人の納付した税金は相殺される。（法律4154/62 第8条4項）

§4- 本条の規定は、免税となっている法人に支払われるか保証された収入には適用されない。（法律4154/62 第8条10項）

第4編 宝くじ

第342条 次のものは税金の源泉徴収の対象となる。

I - 税率15%

- a) 資本化の名称の経済的証券の宝くじを通じて、早めた償却の結果であるCR\$6.00以上の純利益(法律1474/51 第1条h)
- b) 発行会社の利益に於いて資本化証券の持参人に帰された利益(法律1474/51 第1条h)

II - 州が直接開発するものを含め、経済目的であれ、宝くじ、競馬を含めスポーツ競技会一般、あらゆる種類の抽せんの賞金は30%。但し、資本化の証券及び株式会社の株式の消却又は買戻しの証書の前払い金を除く。(法律4506/64 第14条)

§1 - 本条IIの言及する税金は、CR\$501.00以上の宝くじ又は総賭金の独占の賞金にかかり、大蔵省に於る宝くじ計画の承認時に、国税庁はその税金の計算について公表しなければならない。(法令204/67 第5条1項)

§2 - 本条IIの定める宝くじの賞金の税金の納付は、その収入の受取人の住所又は本籍がどこにあれ、宝くじを発行した団体の本部所在地の徴税局に行う。(法律4154/62 第19条1項)

第5編 国外居住又は本籍者の収入

第1章 納税者

第343条 国内に存在する源泉に由来する収入が、次のものにより受取られる時には、本編の規定に従い、源泉徴収税の対象となる。

- a) 外国に居住するか本籍を有する自然人又は法人(法令5844/43 第97条a)

- b) 第316条の言及する者又は第13条1項と3項に従い、国内居住条件を選択する者を除き、12ヶ月以上国外にいない国内居住者（法令5844/43 第97条b）
 - c) 12ヶ月以内国内に滞在する外国居住者、（法令5844/43 第97条c）
 - d) 第13条の規定の場合、証明書を請求した日から、国内で生れた収入を受け続ける納税者（法令3470/58 第17条3項）
- § - 国外に居住する自然人が死亡した場合には、源泉徴収税は当該財産の分割の認定又は判決まで、死亡者の名前で納付される。

第2章 税 率

第344条 次のものは、税率の源泉徴収の対象となる。

- I-25号 外国通貨での投資に関する資本のもうけを含め、前条の言及する自然人又は法人の得た収入。但し下記IIの扱い収入を除く。（法律3470/58 第77条，法令1401/75 第4条）
 - II-15号
 - a) その工業分野の拡充に於てブラジルに再投資された国外本籍の会社の支社が計上した利益で、資本勘定又は特別積立金勘定に記入されているもの。（法律4154/62 第4条）
 - b) 第116条1項に基き免税される投資会社の配分した配当金と特別配当金（法令1401/75 第2条）
 - c) 本条5項と6項を除き、第116条1項に基き免税された投資会社の発行株式の譲渡で得たクルセイロでの金額（法令1401/75 第3条1項）
- § 1 - 財政政策及び当替政策の利益に鑑み、国家通貨審議会は、輸入のための外国融資と外国通貨での貸付けに由来し、国外居住又は本籍の者に支払われたり手渡されるか、送金されたり保証された利子、手数料、

費用又は割引きにかかる税金を減額することができる。この時、同審議会は、減税率、適用期間、融資と貸付けの形式、その関連の期間と
その及ぶ受取り人の種類とを決定する。（法令1351/74 第9条、
法令1411/75 第1条）

§ 2 - 第223条0の扱い探鉱会社又は鉱石加工会社の場合、同条第16
項の条件を守り、配当金にかかる本条工の税金の50%に値する金額
が、ブラジル銀行の当該口座に納付され、探鉱業実行グループの定め
る規準に従い、探鉱又は鉱石の（初歩的加工の事業への投資又は鉱石
の）単一税を除くその他の連邦税の支払いのために引出すことができ
る。（法令1240/72 第1条Ⅱ及び第2条）

§ 3 - 国家領土外に存在するブラジル政府の独立採算国営企業又は事務所
により国外に居住する法人に支払われた収入で、これらの機関への役
務の対価であるものは、本条の扱い税金を免除される。（法令1380
/74 第7条）

§ 4 - 1970年度で1974年にメキシコと西独で行われたサッカー世界
選手権の試合のラジオ、テレビによるブラジルへの通信権の取得又は
その通信実現に必要なその他の費用の支払いのために国外に送金され
た価額は、20%の源泉徴収をうける。（法令1089/70 第21条
法令1329/74 第1条）

§ 5 - 本条Ⅱのc号の言及する徴税に於ては、投資会社は、資本のもう
けの支払い源とみなされ、また、株式の譲渡で得たクルセイロでの価
額の外国通貨転換の差額は、国家通貨審議会の定める条件に合わせて、
外国通貨での当初投資の登録の価額までは、免税つきで返還すること
ができる。（法令1401/75 第3条と同2項）

§ 6 - その当初投資の登録の日から数えて以下の期間、国内に縋て維持さ
れた投資から生れた、本条Ⅱのbとcの言及する収入にかかる税金
は、投資の返還なしに6年間の滞在期間が過ぎた後は、次の表の税金

を課される。(法令1401/75 第5条)

滞在期間	税率
6年から7年	12%
7年から8年	10%
8年以上	8%

第345条 受取人が当の販売人であっても、財産の割賦購入で負う国外に送金された利子の価額は、前条Iの規定の税金の徴収の対象となる。(法令401/68 第11条)

§-本条に於ては、国外送金が徴税の起因事実、送金人が納税者とみなされる。(法令401/68 第11条の項)

第346条 外国居住者又外国に本社を有する自然人、法人に配分された利益、配当金、及びあらゆる利潤にかかる税金は、国家通貨審議会の開会を通じ、行政権力の勅令で定義された、所在地も合わせ鑑みた上で国家経済への利益の少い活動に資本を充当する会社の場合には、20%増して徴収される。(法律4154/62 第4条1項)

第3章 補 足 税

第348条 外国に居住又は本社を有する法人、自然人に実際に送金された純利益と配当金の額は、第4項から6項の規定を除き、3年間の送金平均額が資本の12%とブラジル中央銀行に登録された再投資を超える時は必ず、補足所得税の対象となる。(法律4132/62 第3条、4条、43条、法律4390/64 第1条)

§1-本条の扱い補足税で、続く送金の折の差引きのために外国に居住する受取人の借方に記入された額は、次の表に従って徴収される。(法律4131/62 第43条1項、法律4390/64 第1条)

I-資本と再投資の利益の12%から15%のもの-40%

II-利益の15%から25%のもの-50%

Ⅲ-利益の25%以上のもの-60%

§ 2 - 第223条nの述べる企業の製造した製品の輸出から得た利益に由来する配当金にかかる本条の扱い補足税の納付分は、それを納付した企業の税保証として、あらゆる連邦税の支払いに利用することができる。又は、この利用が行われない場合には、輸出特別計画への税優遇措置許可委員会への書状による事前の通知を通し、輸出特別計画の他の参加企業に、同じ目的で、譲渡することができる。(法令1219/72第11条)

§ 3 - 前項に於ては、その配当金の配分の前年に於る企業の総所得の中で製造品の輸出価額の割合に等しい、送金された配当金の割合を、製品の輸出による利益に由来する配当金とみなす。(法令1219/72第11条の項)

§ 4 - 第344条Ⅱのbとcの規定の税金を差引いた配当金、特別配当金、資本のもうけの額は、外国への実際の送金の際に、各年度で、株主の名で登録された外国通貨での当初投資の価額の12%を超える場合は、次の率の補足税の対象となる。(法令1401/75第6条)

I - 12%から15%の間	-	40%
II - 15%から25%の間	-	50%
III - 25%以上	-	60%

§ 5 - 各年度に於て、送金価額は、送金された超過分が前年度に行われた送金と前項の定める割合に相当する額との差に額当するなら、補足税を受けずに、前項の限度の2倍まで超過することができる。(法令1401/75第6条1項)

§ 6 - 本条第1項と4項の普及する補足税は、当初投資の登録の日から8年間を経過した後に、国家通貨審議会の定める規準に従って行われた第116条1項に基く免税の投資会社により送金された配当金、特別配当金、資本のもうけには適用されない。(法令1401/75第6条)

2項)

第4章 映画の興行

第349条 本規則第212条の定める条件と限界に従い、外国の製作者、配給者又は仲介者に支払われるか、保証、送金、手渡し又は使用された額の70%は、第344条Iの規定の税金の対象である映画興行の収入とみなされる。(法令1089/70 第13条)

§1-国内での興行のための映画の定価格での購入に関し、外国の製作者、配給者、又は仲介人に支払われるか、保証、送金、手渡し又は使用された金額は、第344条Iの言及する税金に於ては、総て考慮される。(法令1089/70 第13条の項)

§2-外国映画の配給者又は輸入者は、ブラジル銀行の特別口座に、税優遇措置の受益会社であるブラジル映画株式会社の名で、同社の定款とその設立承認命令の規定に従い充当されるべく、負担税の40%を寄託することを義務とされる。(法律4131/62 第45条、法令43/66 第28、30条、法令862/69 第7、9条)

第5章 税制優遇措置

第1節 輸出奨励措置

第350条 次の収益は、国内製造品の輸出に由来する場合、第344条の定める税金源泉徴収の対象とはならない。

- a) 輸出業者により、その国外の代理人に支払われた手数料(法令815/69 第1条、法令1139/70 第1条)
- b) 外国での輸出為替割引きの利子と、その為替の発行銀行の手数料(法令815/69 第1条b、法令1139/70 第1条)
- c) 外国で得られ、しかるべくブラジル中央銀行から認可された輸出の事

前融資、融資、再融資に充てられ、その清算は輸出の産物で行われる信用貸しに関する利子と手数料（法令 815/69 第 1 条 c、法令 1139/70 第 1 条）

第 351 条 前条の b と c の場合で、義務期限が切れても輸出が証明されな
いなら、取引きの仲介の金融機関は、30 日以内に、免除されていた税金
に罰金その他の法律上の負担を加えて納付しなければならない。（法令
815/69 第 2 条）

第 352 条 スタンドや陳列場所、市その他の会場の賃借料を含むブラジル
製品の普及、宣伝、市場調査の費用、及び商業と代表の事務所、倉庫、保
税倉庫の設置と維持の費用、その他、事前に承認されているものであれば、
国産品の輸出に直結したあらゆる行動の費用の支払いに起因する外国送金
にかかる税金は、免除又は減額されることができる。（法令 1180/70
第 3 条、法令 1189/71 第 6 条）

§ 1 大蔵大臣は、本条の適用の制度を決定する権限を有する（法令 1118
70 第 3 条の項、法令 1189/71 第 6 条）

第 353 条 行政権は、その輸出が第 352 条の優遇措置を受けるべき製造
品のリストを作り、その適用条件と期間を定める権限を有する。（法令
1118/70 第 8 条）

第 2 節 外 国 借 款

第 354 条 大蔵大臣は、国家通貨審議会の定める償還最低期限を守り、国
家の国際収支の均衡に鑑みて、財産の購入に直結しているいなきにかかわ
らず、外国で受けることになる借款に関する利子、手数料、費用及び割引
きにかかる税金の、制限、減額又は免除を許可できる。（法令 1215/
72 第 1 条）

§ 1 本条の扱い許可は、それが国内企業や団体の財政操作の費用を実際
に減少させることになること、及び当該借款が、その性質と目的から

して、国家の利になり、大蔵大臣の定める条件を満たしていることが証明された時のみ与えられる。(法令1215/72 第2条)

§2 - ブラジルと徴税上の協定を結んでいる国については、大蔵大臣は、次の場合、利子の外国送金にかかる税金を免除又は減額することができる。(法令165/67 第1条)

§3 - 国内の民間又は官営企業が、その徴税が各々の徴税協定に於て財政上の信用貸しに認められたものより低水準で行われるか又は税金の対象でない金融機関との間で、債権者市場の利子率で15年間以上の借款契約を外国で結んだ時には、借款の債務者は、税金の免除又は減税を申請することができる。(法令165/67 第2条)

第6章 雑 則

第355条 第344条の定める収入について、前もって源泉徴収されたか前払いの名目で納付された税金は、同条で課される税金から差引かれる。(法律3470/58 第78条, 法律4154/62 第8条9項)

§ - 第344条の扱い税金の率は、総収入にかかる。但し固定資産から生れるものはこの限りではなく、証明を通じて、第50条の定める費用を差引くことが許可される。(法令5844/43 第97条3項, 法律4506/64 第24条1項)

第356条 外国居住又は本籍の者に収益を支払う者は、税務署又は税務事務所に要求される説明総てを提供しなければならない。(法令5844/43 第137条, 法律2354/54 第7条)

§1 - 外国居住又は本籍の者の代理人は、本条の扱い義務の他に、国税庁の当該機関に、管理を信託された財産の詳細目録と共に、各々の委託を登録と共に、各々の委託を登録する義務を負う。(法令5844/43 第138条)

§2 - 利益、配当金、利子、償還、ロイヤルティ、技術的科学的管理的そ

の他の援助費の名目で、外国送金を行おうとする自然人又は法人は、ブラジル中央銀行と国税庁の当該機関に、送金を正当化するために必要と考えられる契約書と書類を提出しなければならない。(法律4131/62第9条)

§ 3 - 外国送金は、当該法人のブラジル中央銀行登録と、負担税の支払い証明に依存する。(法律4131/62第9条の項)

第6編 訴訟の有罪判決に由来する収益

第357条 裁判所の有罪判決の結果、自然人又は法人に、利子、謝礼又は利益中止の賠償として支払われるか保証された金額は、受取人の申告で負う税金の前払いとして、5%の源泉徴収を受ける。(法令1302/73第7条)

§ - 税金は、収入の支払い又は保証の時点で徴収されるか、もしくは、いかなる形式であれ、その収入が受取人の自由になった日に徴収される。(法令1302/73第7条1項)

第7編 識別されない収益

第358条 手数料、特別配当、謝礼その他の名目で、株式会社により支払われるか保証されたと申告されつつ、その収益の起因となった取引や原因を指示しないか、支払いの証明者が収益の受取人を明らかにしない金額は、40%の源泉徴収を受ける。(法律3470/58第2条1項、法律4154/62第3条2項3項、法律4357/64第18条、法令157/67第19条)

第8編 源泉徴収から除かれる収益

第359条 次の価額は、源泉徴収の対象の収益には含まれない。

a) 第37条IとIII、第223条のmの言及する資本の増額に由来する

株式、持分、割前の価額。但し第237条とその1項、第577条
12項を除く。

- b) 第116条の扱い投資会社又は共有財団により、自然人又は法人に、
再投資もしくは持分の評価の形式で分配された特別配当その他の利益
の収益（法令1338/74 第1-1条）
- c) 住宅融資システムの償約帳への貯蓄の利子と配当金（法令1338/74
第12条V）
- d) 国庫手形の買付け、売渡し又は払戻しの価額の、通貨での差額（法令
1338/74 第22条）
- e) 通貨修正に由来する。農業債の証券の引受け価額と払戻し価額の差額。
- f) 動産証券の様々な証書への資本の充当を専らの目的としている投資会
社又は第116条3項を除き、1967年2月10日付法令第157条の
の設立した財団を含め1965年7月14日付法律第4728号第49、50
条の言及する共有財団により得られた収益。（法令1338/74 第
18条）
- g) 第22条rの扱い通貨修正に該当する差額
- h) 1974年7月22日までに発行され、自発的に引受けられた記名又は識
別持参人払いの不動産手形の利子（法令1338/74 第6条3項）
- i) 直接又は職業組合、協同組合その他ブラジルに設立された非利潤目的
の団体を通じて、職業組合、協同組合、金融機関、保険会社が受取っ
た住宅建設又は宅地購入への融資のための貸付けの利子と手数料。但
しこれらの貸付けが、固定住宅銀行によって契約されるか、同銀行に
より住宅融資システムの加盟団体に認可されている場合に限る。（法
律2862/56 第26条の項）

第360条 次の収益は、第344条の定める徴税から除かれる。

- a) 第316条の人格の受けた収益
- b) 相互待遇協定が存する時、財産の割賦購入により、外国政府の事務所

に負う利子の送金（法令484/69 第3条）

- c) 定期航空輸送路の営業権所有会社又は証可証所持会社の国内企業による、財産の割賦又は融資購入に由来する利子の外国送金。但し、その財産に国内代替品が無く、利子は各財産価額に組込まれその額で簿記に記入され、又、その財産は購入企業の使用や消費に充てられている場合に限る。（法令716/69 第1条）
- d) 当該機関に承認され、国内企業によって行われた外国の海上、河川船舶、航空機の傭船、貸借の収入に該当する、外国居住又は本籍者へ帰す収益。（法律4862/65 第46条）
- e) 1951年12月24日付法律第1518号、1964年11月6日付法律第4457号、1966年5月24日付法律第5000号第8条に基いて行われた外国債権の借款又は取引に関する、持参人払い又は記名で発行された、国庫の外債証券の利子（法令1245/72 第1条）
- f) 1974年2月15日付法令第1312号に基き、行制権の行った借款又は債権取引に関する持参人払い又は記名の外国公債証券の利子（法令1312/74 第9条）
- g) その利益が第219条の定める徴税特別制度の対象となっている。ブラジルの内国法人の支社に送られた利子と手数料。

第361条 第359条iの規定は、建設済み又は建設中の不動産の売買、住居の建設、建物又は共有建物総体の統合、及び居住又は住宅建設目的の造成済み又は造成契約付きの土地区画の販売を目的とする株式会社の契約した借款には及ばない。（法令70/66 第42条）

第362条 1967年2月28日付法令第283条によって設立された外国通貨での預金口座の、ブラジル中央銀行特別基金により保証された利子と、同基金により住宅建設、販売への国内通貨で与えられた借款に於て徴収される利子は、免税となる。（法令283/67 第5条の項）

第9編 支払い源の義務

第1章 税金の留保

第363条 支払い源は、第366条の規定を守り、本巻の扱う税金を留保する責任を負う。(法令5844/43 第99, 100条)

§-次の場合には、代理人が留保を行う。(法令5844/43 第100条の項)

- a) 外国居住者に属する不動産の賃貸料。
- b) 代理人が支払い源に、当該収益の所有者が外国に居住しているが、本籍を有していることを通告しない時。

第364条 支払い源は、それを留保していないとしても、当税金を納付する義務を負う。(法令5844/43 第103条)

§-本条の場合、前払いとして負う税金で、支払い源が受取人が既にその申告に当該の収入を含めたことを証明する時は、支払い源の納付責任は消滅するが、犯した違反の罰則の対象にはなる。

第365条 支払い源が、受取人の負う税金の支払い責任を負う時は、支払われたが、保証、使用、送金又は手渡された金額は、清算額とみなされ、各総収益は修正されてその修正額が再び課税される。(法律4154/62 第5条)

§-本条の扱う修正は、第344条4項と第345条規定の場合には適用されない。(法令401/68 第11条の項, 法令1089/70 第21条 法令1329/74 第1条)

第2章 納税の期限と形式

第366条 支払い源により留保された税金は、以下の期間に納付されなければならない。

- I - 第 3 2 1 条の言及する工事請負法人の収益の支払い日から 5 日以内
 (法令 4 0 1 / 6 8 第 9 条の項, 法令 1 1 5 3 / 7 1 第 1 条)
- II - 以下より 1 5 日以内 (法令 1 3 3 8 / 7 4 第 8 条, 第 2 1 条とその項)
- a) 第 3 2 7 条 1 項の扱い場合, 為替引受け契約の前払いの日
 - b) 第 3 2 6 条と同 2 項, 第 3 3 2 条の扱い定収入の証券の収益の最初の取引き又は再取引きの日
 - c) 第 3 2 4, 3 2 5, 3 2 6 条 3 項, 3 2 8, 3 3 0, 3 3 1, 3 3 8 条の扱い定収入の証券の収益の保証又は支払いの日
- III - 以下より 3 0 日以内 (法令 5 8 4 4 / 4 3 第 1 0 1, 1 0 2 条, 法律 1 4 7 4 / 5 1 第 2 条 1 項)
- a) 次の収益の支払い, 保証, 手渡し, 使用, 送金の日
 - 1 - 第 3 5 8 条の扱い非識別収益
 - 2 - 第 3 4 2 条 I の言及する持参人払い証券の収益
 - 3 - 下記 V, VI の b, VII, VIII を除く, 第 3 4 4 から 3 4 9 条の扱い外国居住又は本籍者の収益
 - 4 - 第 3 4 1 条 II, III, IV の扱い清算債券の収益
 - 5 - 本条 IV の j を除く, 第 3 4 2 条 II の言及する現金のプレミアムの利益
 - b) 第 3 3 9 条の場合, 準備金の増額を承認した総会の日
- IV - 以下の支払い又は保証の行われた月の翌月中 (法律 2 3 5 4 / 5 4 第 2 5 条, 法律 4 5 0 6 / 6 4 第 8 7 条の項, 法令 2 0 4 / 6 7 第 5 条, 法令 4 0 1 / 6 8 第 1 0 条 2 項, 法令 1 3 0 2 / 7 3 第 7 条 2 項)
- a) 第 3 0 6 条の言及する貸金労働の収益
 - b) 第 3 1 6 条の言及する, 国家の職務で国外居住中のブラジル本籍自然人の得た収益
 - c) 第 3 1 7, 3 1 8 条の言及する自由業者, 独立労働者及び民事会社による役務提供の収益

- d) 第 3 1 9 条の言及する輸送料、運搬料の収益
 - e) 第 3 2 0 条の言及する罰金と罰金の分け前及び利得の名目で得た収益
 - f) 第 3 2 3 条の言及する預金又は貸つけの利子の名目で受ける収益
 - g) 国外居住又は本籍者に帰する場合を除く、第 3 3 3 条の言及する株式の収益
 - h) VI の a の場合を除く、資本の持分又は割り前に帰する第 3 3 6、3 3 7 条の言及する利益とその他の利潤
 - i) 第 3 4 1 条 I の言及する清算債券の収益
 - j) 第 3 6 7 条を除き、第 3 4 2 条 1 項の扱い宝くじで配分された賞金
 - k) 第 3 5 7 条の言及する裁判所の有罪判決の決果得た収益
- V-第 3 3 5 条の言及する株式から生れた収益の場合、その配分を承認する総会の日又はその行為の日から数えて 6 0 日以内（法律 3 4 7 0 / 5 8 第 2 0 条とその 2 項）
- VI-決算終了の日から 1 2 0 日以内
- a) 会計年度の終了時の資本の持分又は割り前に帰する第 3 3 6、3 3 7 条の扱い利益とその他の利用
 - b) 国外に本社を有する法人の支社、出張所、事務所、代理店の利益
- VII-直前の半年間に、国外居住又は本籍者が得た不動産の賃貸料について留保された税は、1 月と 7 月の半年毎に。（法令 5 8 4 4 / 4 3 第 1 0 2 条の項、法律 1 5 4 / 4 7 第 1 条）
- VIII-第 3 4 8 条 1 項の扱い補足税は、該当の 3 年間経過後の 3 0 日以内
- K-第 3 3 4 条 3 項の言及する場合、預託期間の切れた月の翌月中
- §-第 3 1 条 1 項の II の e の言及する場合、第 3 0 6 条の扱い税金の納付は、保証又は支払いの翌月の過日の最終日までに行うことができる。
- 第 3 6 7 条 第 3 4 2 条 1 項の扱い宝くじで得た賞金にかかる税金は、大蔵大臣の判断で、抽せんの日から半年以内に行うことができる。（法令 2 0 4

／67第5条3項，法令1239/72第1条)

第368条 大蔵大臣の判断で，各受取人への支払い又は保証の行われた日に差引かれた税金は，第366条Ⅳのaとcの言及する収益の場合，該当の月から3ヶ月以内に納付することができる。(法律4862/65.第7条)

第369条 州，連邦区及び市は，その職員の労働の収益とその公債の債務の利子とプレミアムにかかる税金の源泉留保分を，後に収入に組入れるために，その手元に維持する。(法令1089/70第18条)

§1-本条の規定は，その言及する公法の法人にのみ適用され，また，労働の収益で州，連邦区，市の直接管理の職員によって受取られ，貸金労働収益の源泉徴税の累進表に従う場合にのみ適用される。(法令1089/70第18条1項)

§2-本条に従って行われる留保分の収入への最終的組入れは，留保団体が，各月の週日の最終日まで，国税庁の当該機関に，前月に支払われた総収益と留保額を通知した後のみ行うことができる。(法令1089/70第18条2項)

§3-国家は，州，連邦区，市の職員の収益から多く差引かれ，各収入に組込まれた税金の返還支払いを，有効な法規の承認する形式で行う。(法令1198/71第5条)

§4-前項に基いて返還された金額は，州，連邦区及び領地の参加基金又は市の参加基金で，税金の留保者である公法の法人の口座で借方記入され，大蔵大臣の定めに基づいて関連の資本持分で相殺される。(法令1198/71第5条1項)

第370条 1977年度までは，貸金労働の収益であれそうでなけれ，アマゾン開発庁によりアマゾン開発に利となると表明された企業又は機関の自然人の得た収益にかかる源泉徴収税額は，1967年2月28日付法令第281号第2条に基づいて後に適用されるために，アマゾン銀行に預託される。(法令291/67第2条，法令1255/72第1条)

§ 2 - 税金の回復権があるなら、当事者たる自然人は、その通知受理の後に、国税庁に出向し、ブラジル銀行に対する賠償引換え証を発行するように求め、同銀行は、その価額を、納税者の関連口座から差引く。

(法令 1255/72 第 2 条)

§ 3 - 前項の言及する返還の前に、預託金を使用した時には、回復権が失われる。(法令 1255/72 第 2 条の項)

第 3 章 源泉徴収制の共通規定

第 371 条 法人は、第 325 条 I、第 332 条、第 333 条 2 項、第 335 条 II、第 341 条 II と III の言及する持参人払い証券に関する収益は、次のものを通じてのみ支払うことができる。

a) 収益が持参人払いの証券自体の呈示と引換えに支払われる時は、証券の持参人が署名した国税庁承認の書式での所有申告(法律 4154/62 第 3 条 a)

b) 収益が持参人払いの証券のクーポンと引換えに支払われる場合には、証券を保管、供託又は抵当に入れている証券仲買人、銀行又は信託会社、融資会社又は投資会社の署名した前号 a の言及する所有申告(法律 4154/62 第 3 条 b)

c) 第 332 条の言及する場合は、受取人の領収書(法律 4154/62 第 3 条 c)

§ 1 - 本条の言及する書類は、証券の所有の補足証明となり、所得税の業務に携わる人々全員により秘密に保たれねばならない。(法律 4154/62 第 3 条 1 項)

§ 2 - 支払い源が本条の扱う書式に記入しないか、不規則にそれを行って受取人の識別を不可能にする時には、識別が無かったと同じ税金の納付の責任を負う。

第 372 条 第 31 条 1 項 II の e の扱い、労働者の報酬の支払いに介入する

組合金庫、連合、組織は、第306条の扱い税金の差引き責任を負い、収益の支払い源の代表として、あらゆる説明と情報を税務当局に提供することを義務づけられる。(法律4357/64 第16条の項)

第373条 支払い源は、納税者に、税金の性格とその対象となった収益額を明記した正副二通の税金留保証明書を交付しなければならない。(法律4154/62 第13条2項)

第374条 支社、出張所、代理店については、第366条Ⅳのa、c、dの言及する税金の納付は、各々の事務所の存在する場所の徴税機関に対して行わなければならない。

第375条 相殺、返還又は課税差額の徴収のための負担税の計算に於ては、申告に含まれる収益についての前払いとしての留保税に該当する源泉で徴収されている金額を、計上総額から差引く。(法令94/66 第9条)

第4部 租 税 行 政

第1編 課 税

第1章 所 得 申 告

第1節 個 人 申 告

第376条 - 自然人は、第4、5、6、8、13、14条の規定に従い、自身又は代理人を通じて、法規の定める期限内に、毎年その所得申告を提出する義務を負う。(法律4154/62 第14条、法令401/68 第25条、法令1198/71 第4条)

§ - 所得申告と共に、またその一部として、法人は財産の申告を行う。

(法律4069/62 第51条)

第377条 同一場所又は国外を含む様々な場所でいくつかの支払い源から収益を受取る自然人は、1申告のみ行う。(法令5844/43 第65条)

§ 1 - 申告に於て、基準年の収益は支払い源とその生じた場所で区別し、

各税表に、第20条の項の規定に従い、申請された控除の明細を記す。

(法令5844/43 第65条の項)

§2- 自然人の所得申告には、控除と差引きの証明書類を添付することは免除されるが、納税者は、これらの書類を、第412条の規定のために正しく保管する義務を負う。(法令352/68 第4条)

第378条 大蔵大臣は、所得申告の提出義務のために、個人の収益又は財産の所得の限界を定め、規定の規準に従って期間を変更し、会計年度中の各提出を規制できる。(法令401/68 第25, 28条, 法令1198/71 第4条)

第379条 自然人は、その所得申告の提出を早めることができる。(法律4862/65 第11条 3項)

第380条 国家の職務で国外居住中のブラジル本籍の納税者は、以下の項の規定を守りつつ、大蔵大臣がその他の自然人に対し定めたものと同じ条件で、外務省の当該機関にその所得申告を提出する義務を負う。(法令401/68 第25, 28条)

§1- クルゼイロへの換算は基準年の平均ドル価格によって行われるべき米ドルで受取った報酬は、本条の言及する納税者は、その $\frac{1}{4}$ のみ所得申告に含める。(法令1380/74 第8条2項, 3項)

§2- 第316条の規定に基き源泉徴収された税金は、前項の言及する率で国内通貨に換算され、所得申告で計上された総額から差引く。(法令1380/74 第8条1項, 3項)

第2節 法人の申告

第381条 第382条の規定を除き、個人企業を含めた法人は、次の期間内に、その所得申告を毎年提出する。

a) 推定利益の課税を選択する法人は、2月の最終日まで。

b) 推定利益の課税を選択しない合名会社と個人企業は、3月中

c) 本条の項の場合を除き、その他の法人は4月中。

§ - 1 2月31日を決算日としている株式会社は、その申告を、税金を負担する会計年度の5月中に提出することができる。(法律4503/64 第20条)

第382条 基準年の9月30日までに行われた決算で計上された営業の経常利益で年間所得申告を行う、あらゆる種類の会社又は商社は、税金を負担する年度の1月の最後の週日までに、所得申告を提出する義務を負う。(法律4506/64 第35条)

§ - 基準年の10月又は11月に決算が行われる場合には、申告提出期間は、各々、税金の該当する会計年度の2月と3月の最後の週日までとする。(法律4506/64 第35条の項)

第383条 大蔵大臣は、所得申告提出義務のために、法人の総所得と財産価額の限界を定め、規定の規準に従って、期間を変更し、規定の規準に従って、会計年度中の各提出の期限を定めることができる。(法令401/68 第25, 28条 法令1198/71 第4条)

第384条 国内に本社を有する法人及び国外に本社を有する法人の支社、出張所、代理店で、下部又は同種の事務所の会計を集中的に行っているか、それらの結果を自身の結果に組入れているものは、中心的又は本部の事務所の存在する場所の税務署に1申告のみ提出しなければならない。(法令5844/43 第69条)

§ - 子会社、同列会社は、活動の結果については別個の申告を行わねばならない。(法令5844/43 第69条の項)

第385条 課税事務所は、第383条の言及する権限の委任により、国税庁の指示に基づき、第381, 382条の規定の期間を守りつつ、法人の所得申告の引渡し期限を定めることができ、この場合は、郵送による申告の提出は禁じられる。(法律4506/64 第34条1項)

§ 1 - 前以って定められた期限内での引渡しの時点で、申告を受け取る当

該事務所は、負担税の納付の割当ての通知と共に、領収書を交付する。

(法律4506/64 第34条2項)

§2-納税保証は、前項の言及する所得申告を基に、各計算の概略的な照合を通じて決定される。(法律4506/64 第24条3項, 法律5172/66 第142条とその項)

第386条 第385条の扱う場合に於ては、法人は、最初の割当て又は単一割当ての支払い期限終了日まで、その所得申告の修正を申出ることができる。

§-本条の言及する修正は、新たな所得申告の提出によって要約的に行われ、最初に通知された割当ての期限がそのまま保たれる。

第387条 所得申告に於て、第421条2項の言及する法人は、負担税の総額、前もって納付された金額、及び当該会計年度の残りの月に支払うべき残金を明記する。(法令62/66 第19条 6項)

第388条 法人は、第394条と本条2項の規定を除き、当該の税金を負担する年度の直前の暦年の何日に決算されたものであれ、連続12ヶ月の営業期間に関する次の書類をその申告に添えねばならない。(法令5844/43 第38条, 法律4506/64 第57条, 61条, 法令157/67. 第16条)

- a) 当該会計年度の当初と期末の貸借対照表のコピー
- b) 損益計算書のコピー
- c) 総費用の支出の性格による分類
- d) 商品、製造又は生産の計算書
- e) 取立て不能とみなされ、準備金又は損益勘定の借方に記入された債権の詳細のリスト(その債務者名、価額、債務満期日、取立て不能の理由)
- f) 貸倒し引当金表
- g) 固定資産の財産の減価、消却、消耗の分析表

§ 1 - 保険を取扱う会社は、a, b, c, f, gの掲げる書類の他に、次の書類も提出する。(法令5844/43 第38条の項)

a) 各半年毎の営業統計表

b) 総額と該当の期間を明記した、受取った保険料の詳細目録

c) 裁判所で調整されたか裁判所外で調整されたかを明記した、実質価値に調整された請求と、会社の行った見積りに基いて調整予定の請求の詳細目録。

§ 2 - 国税庁は、所得申告の適切な書式に、行われた取引きについての計算と補足説明が記されているなら、現行の法規の要求する会計分析書類を各所得申告に添付することを、法人から免除することができる。(法令157/67 第16条 2項)

§ 3 - 前項の規定は、当該税務当局が要求する場合に情報や説明を提供することを法人から免除するものではない。(法令157/67 第16条 3項)

第389条 株式会社を含む企業の決算に於ては、ブラジル中央銀行登録の、国外に本社を有するか居住、本籍の法人、自然人に属する資本と債権の分を区別しなければならない。(法律4131/62 第21条)

§ - 本条の扱う法人の損益計算書では、その資本がブラジル中央銀行に登録されている国外に本社を有するか、居住、本籍の法人、自然人に帰す利益、配当金、利子その他のあらゆる支給の分が区別されなければならない。(法律4131/62 第22条)

第390条 法人は、その所得申告に添える書類に、当該商業登記所日誌の帳簿又はカードの登録日と、貸借対照と損益計算の転記されたその帳簿のページを記載する義務を負う。(法律3470/58 第71条, 法令486/69 第5条1項)

§ - 民間団体も、同じく、その所得申告に添える書類に、法人民事登録日誌の帳簿への登録日と、貸借対照表と損益計算の転記されたその帳簿

のページを明記しなければならない。(法律3470/58 第71条)

第391条 第421条2, 4, 5項に基き, 税金の前払いを義務づけられた法人は, その所得申告の提出時に, それまでに納付した税金を証明する。
(法令62/66 第19条 5項)

第392条 推定利益に基く課税を選択する法人は, その所得申告に, 月額収入明細と, 賃借料, 役員手当て, 従業員給料, 電話, 電気, 動力及び商品又は原料の買付け等の主な費用の計算書を添付しなければならない。
(法律3470/58 第28条)

第393条 第135条3項の末尾の言及する場合に於ては, 第381条と第563条の項の規定に基いて, 委託者の名で, 代理人又は受託人により提出された申告は, 基準年中に国内で行われた各営業を記録した計算書を添えなければならない。(法律3470/58 第76条 1項)

第394条 決算日の変更又は会計年度期間の変更の場合には, 法人はその申告に, 先行する二会計年度の決算に関する。第388条の列挙する書類を添えなければならない。(法律2354/54 第18条)

第395条 その申告で負う税金から源泉留保分を差引く法人は, 第373条の言及する書類の一枚で, 控除を証明しなければならない。(法律4154/62 第13条 3項)

第396条 貸借対照表, 損益計算書, 計算や簿記の抜萃, 詳細その他のあらゆる財務書類は, 法的に登録された会計学士, 計理士, 会計監査士, 会計士, 帳簿係又は会計技術者により, その登録番号を添えて署名されなければならない。(法令5844/43 第39条)

§-これらの職業の者は, その活動範囲内及び技術部分に関する範囲内で, 納税者と共に, その署名する書類のあらゆる偽造, 及び所得税を脱税するような記帳の不正について責任を負う。(法令5844/43 第39条1項)

第397条 貸借対照表の偽造, 又は納税者の簿記等その他あらゆる会計書

類の偽造が確認された場合は、そのような書類に署名している会計技術者は、該当する罪状にかかわらず、税務署により、国税庁の機関の審査の対象であるあらゆる会計書類や文書に署名する資格の無いことが表明される。(法令5844/43 第39条2項)

§1 - 本条の言及する資格欠如の表明を税務署が行った場合には、その日から20日以内の国税庁地域監督部長への上訴がみとめられる。(法令5844/43 第39条3項)

§2 - 行政権限内で、偽造や不正についての訴訟で下された決定が既決となった時には、資格欠如とみなされた会計技術者に、第539条hの規定の罰金が適用される。(法令5844/43 第39条4項)

第398条 所得申告と共に、合法的資格を有する当該会計技術者のいることを証明する、地域会計審議会の証明書が提出されなければならない。(法律4154/62 第28条)

§ - 同時提出が免除された時には、本条の扱い証明書は、毎年更新されて、要求されれば常に呈示できるよう、当該企業に保管されなければならない。

第399条 しかるべき資格を有する会計技術者のいない場所を本籍とする法人は、第396条と398条の扱い要件を免除される。(法令9530/46 第1条)

第3節 個人、法人に共通な所得申告条項

第400条 所得申告は、国税庁の承認する書状に従い、納税者又は納税者の名で申告を行うことを表明する代理人によって署名される。(法令5844/43 第64条 法律4069/62 第51条)

§ - 經常利益を基として課税が行われる法人の申告書は、第396条の言及する会計技術者の署名も必要とする。

第401条 第385条の規定の場合を除き、申告書は手渡されることも書

留で郵送されることもできるが、後者の場合には、一枚の封筒に二つ以上の申告を送付してはならない。(法令5844/43 第71条)

§-受取り機関は、手渡しの場合にはその時点で受取証を交付し、郵送の場合には、それを納税者に送付する。(法令5844/43 第71条の項)

第402条 申告は、納税者の法律上の住所の当該機関に提出されねばならない。自然人については、第570条第2項の規定は免除される。(法令5844/43 第70条)

§-課税事務所の長の前にしかるべく正当化された不可抗力の原因で、規定の期間の申告の引渡しが不可能になった場合には、申請を通じて、60日までの期間延長が許可されうる。(法令5844/43 第63条2項)

第403条 国税庁の税務署、監督所、支所、支局、及び特別許可を通じて銀行網が、所得申告を受取る権限を有する。

第404条 提出の規定期限が切れた時には、申告は、第483条の扱い強制的課税措置の開始が納税者にまだ通告されていなかった時のみ受取られる。(法律4154/62 第14条)

第405条 第386条の規定を除き、課税通告又は第483条bとcに基いた、強制的課税措置の開始通告の後に、納税者が、当該通告の前には申請しなかった、控除や差引きの増額のためにその申告の修正を求めることは禁じられる。(法令5844/43 第63条 法律5172/66 第147条1項)

§-納税者が、通告の後に、自発的に課税対象に加える収益についての控除と差引きは、本条の旨及する禁止から除かれ、いかなる場合にも、前に課税された額の減額を招いてはならない。

第406条 納税者には、その所得申告の作成についての説明と指導の形式で、課税機関で技術的援助が与えられる。(法律154/47 第26条)

§ 1 - この援助が、既に提出された所得申告の修正のために、あらゆる税務措置の通告の前に求められた時には、納税者の提供した要素の算定の結果である税の総額又は差額は、必ず遅滞料をつけて徴収される。
(法律 154/47 第 26 条の項)

§ 2 - 前項の規定は、納税者から、課税機関の集めた他の要素に基いた後の検査行為から生ずる税金の差額についての本条の定める罰則を免するものではない。

第 407 条 自然人及び法人は、国家通貨審議会の定める形式、限界、条件で、ブラジル中央銀行又は同銀行が指定する機関に、国外に所有する財産と価値を申告する義務を負い、その取得資金の説明も要求されうる。(法令 1060/69 第 1 条)

§ - 申告は、増減が正当化される財産、現金又は価値の増加や減少が起きた時には、いつでも現実化しなければならない。(法令 1060/69 第 1 条の項)

第 2 章 財 産 の 申 告

第 408 条 所得申告の一部として、自然人は、基準年の 12 月 31 日現在、国内又は国外で、各々自身又は被保護者の財産となっている不動産、動産のリストを提出しなければならない。(法律 4069/62 第 51 条)

§ 1 - 当の会計年度に受取った収益に基く申告の提出の場合には、申告収益が該当する期間の最終日に於る自然人とその被保護者の財産である動産、不動産が申告されなければならない。

§ 2 - 農業抵当を含む不動産とそれに該当する行為についての実質的権利、譲渡不可能条項のついた公債の証書と公開継承権は、不動産に含まれ、動産とそれに該当する行為についての実質的権利、債券とその関連の行為の権利、並びに著作権は、動産に含まれる。(民法第 44 条 第 48 条)

- § 3 - 評価しうる市場価値もなく、経済的開発の対象ともならない衣服、個人的使用の物品と道具、芸術作品亦多品でない家具は、本条の扱うリストには記入されない。
- § 4 - 婚姻関係の解消又は死亡により遺産目録でなされた財産の目録は、財産申告に記載されている要素と必ずつき合わされねばならない。
- § 5 - 自然人の財産の一部である不動産と各基準年に売却された不動産は、その購入の年を明記して、当該会計年度の財産申告に列挙しなければならない。(法令1381/74 第11条)
- § 6 - 基準年に申告者により所得されていた持参人払い動産価値の証券は、必ず自然人の財産申告に記載されねばならない。(法令1351/74 第6条)
- § 7 - 1975会計年度には、前年度の財産申告には含まれていなかった前項の扱う証券又は動産価値の財産申告への組入れに由来する自然人の財産の増加は、それらの動産価値が、1974年12月31日まで最低1年間、申告者の中で金融機関に保管されていたなら、課税されない。(法令1351/74 第6条1項)
- § 8 - 保管期間中に、持参人払い証券が満期になった時には、それに等しいかそれ以上の価値の証券による代替が行われねばならない。また、この証券は、保管期間が経過した後のみ解除することができる。(法令1351/74 第6条2項)
- § 9 - 第7項の言及する証券の組入れは、無担保の財産増加に基く課税の回復を招くものではなく、申告者は、資金源の正当化を免除される。(法令1351/74 第6条3項)
- 第409条 財産は、各所有移譲書に記載されている購入価格により区別して申告し、同時にその市場価値も記入することができる。
- § 1 - 1963年1月1日前に、贈与で受けたか買取った動産については、正当な理由によりその所有移譲証書が存在しない場合は、その購入価

額の記入を免除され、その移譲時の市場価格の申告を行うことが許される。

§ 2 - 国外に存在する財産の購入価額は、それが存在する国の通貨により申告に記載する。

§ 3 - 自然人が減税を受ける基となったインセンティブ付きの投資は、引受け又は買付けの日付と形式、譲渡不能の記入の日付と形式、又は保管実施の日と保管機関の名称を明記して、財産申告に列挙されなければならない。(法令1338/74 第20条)。

第410条 財産申告には、各年に於る資産の計上で控除しうる、自然人とその被保護者の重税及び負担も記入することができる。

第411条 税務当局は、第484条に基づき、申告された変化が財産の増減にかかわっている時はいつも、資金源と費用又は充当の対象について必要と思われる説明を納税者に求めることができる。(法律4069/62 第51条1項)

§ - 自然人の財産の増加は、課税当局が財産申告に鑑みて、その増加が申告所得の増額に対応していないと証明すれば、H表の所得に含まれる。但し、その増加が非課税収益や既に源泉でのみ徴税された収益に起因することを証明する場合を除く。(法律4069/62 第52条)

第3章 申告の審査

第412条 所得申告は、課税当局の審査の対象であり、当局は、必要な証明を求める。(法令5844/43 第74条)

§ 1 - 審査は、所得申告の各計算の概略的なつき合わせで初歩的に行われるか、以下の項の規定に従い、最終的意味で行われることもできる。

§ 2 - 簡単な申告要素のつき合わせで起きた所得の分類の仕直しや、該当しない控除や差引きの修正による税金の差額が申告の概略的審査から生じた時、自然人の課税の自動通告が確立しない間は、第483条の

規定を除き、第511条7項の通貨修正についてのみ補足徴収が行われる。

§3 - 審査は、当該機関の所有する要素、納税者に求められた口頭又は記述の説明、本条の許可するその他の手段によって行われる。(法令5044/43 第74条 1項)

§4 - 説明の要請は、それを受けた日から20日以内に応じられなければならない。(法令5844/43 第74条2項)

§5 - 説明の要請に応じない納税者は、第483条bの扱う強制的課税の対象となる。(法令5844/43 第74条3項)

第4章 課 税

第413条 所得申告の審査が終ると、課税が行われ、納税者に課税額が通告される。(法令5844/43 第76条)

第414条 自然人は、その資本から得た収益、その労働から得た収益、両者の合体したもの、又はあらゆる性質の支給、財産の増加により、各自に課税される。(法令5844/43 第80条 法律5172/66 第43条)

§1 - 本規則第5条1項、2項、民法第251条の場合を除き、婚姻関係に於ては、夫婦の所得を含めて、夫の名で課税が行われる。(法令5844/43 第80条の項)

第415条 各年度に於る自然人の名で課税された税金と付加負担の額は、申告された純収入の $\frac{2}{3}$ を超えてはならない。(法律4154/62 第27条)

第416条 法人は、本社自身の活動であれその支社、出張所、代理店、事務所の活動であれ、本社の名で課税される。(法令5844/43 第81条)

§1 - 本社が国外に存在する場合、国内に於る支社、出張所、代理店、事務所の各々の名で課税が行われるか、それらの簿記をまとめて行っている事務所の名で課税される。(法令5844/43 第81条1項)

§2 - 子会社、同列会社、従属会社の場合には、課税は各々の名で行われ

る。(法令5844/43 第81条2項)

§3-第1項の規定は、国外に存在する会社の受託人又は代理人にも及ぶ。
(法律3470/58 第76条)

第417条 納税者は、その法律上の住所が存在する場所で課税を通告される。
(法令5844/43 第82条)

第418条 課税通告は、所得申告の引渡しの時点、又は受取証つき書留郵便、当該機関の通告手渡し業務、又は公告により行われる。(法令5844/43 第83条、第200条a、法律4506/64 第34条2項)

§1-納税者の住所が不明だったり不確かな時、又は同者が国外滞在中であったりその他の手段による通告が不可能な時に、公告による通告が行われる。
(法令5844/43 第83条1項)

§2-公告は課税額は述べず、新聞に一回発表されるか、当該役所に張出される。(法令5844/43 第83条2項)

§3-業務上の都合により、大蔵大臣は、納税者が何らかの方法で課税額を知っている場合に、本条の述べる要件を免除することができる。
(法令401/68 第27条II)

第419条 課税は、国税庁の機関がこれを行う。

§-大蔵大臣は、自然人の課税の自動通告又はその他管理と納税者の便宜の両立しうるシステムを設定することができる。(法令352/68 第15条)

第5章 課税額の徴収

第420条 各年度の税金徴収は、所得申告の提出期間の終了の翌月に開始出期間の終了の翌月に開始される。(法律4154/62 第31条)

§1-所得申告による課税額は、以下の額より低い場合は、一度限りで支払われなければならない。(法律4154/62 第31条の項)

a) 自然人の場合 CR\$160.00

b) 法人の場合 CR\$660.00

- § 2 - 適時に所得申告を提出してある自然人の負担する税金は、行政当局の判断で、上記 a の半額を下回らない割当て額で連続する 12ヶ月間までに分割することができる。最初の割当て額は、通告の受理から 30日を満期とし、残りの割当て額は、最初のその満期日から 30日の間隔を有する。(法令 5844/43 第93条 法律4506/64 第34条5項, 法令 1056/69 第1条, 3条)
- § 3 - 税金が CR\$660.00 を上回る時には、法人は、当該年度中の等しく連続する課税当局の定める月割りに分割して支払うことができる。但し、最高8分割とし、第1項 b の示す額の半額を決して下回ってはならない。(法律 4506/64 第34条5項)
- § 4 - 納税者は、課税された後、割当ての1つ又は幾つか、それとも税金の金額を前以って支払うこともできる。(法令 5844/43 第93条 1項)
- § 5 - 大蔵大臣は、政府の財政政策上の都合上、納税期限を 120日を超えない期間まで延長することができる。(法令 1056/69 第2条)
- 第421条 前年度に CR\$44,500.00以上の額に及ぶ第226条の扱う税金を支払った法人は、当該年度の課税額は、その年の12ヶ月間で支払うことができる。(法令 62/66 第19条)
- § 1 - 1月の最終週日までに所得申告を提出する義務を負う。基準年の9月30日までに決算を行った法人は、申告提出時に、所得に基づいて負う税金の $\frac{1}{2}$ に相当する額を、残りの同じ額の17ヶ月分を、第420条3項の規定に従って各々の月の20日までに支払う。(法令 62/66 第19条 1項)
- § 2 - 現行法に基づき、会計年度の2月から5月に所得申告を提出すべき法人は、所得申告の提出月に先行する各月の20日までに、課税されるべき税金の前払い分を納付する。(法令 62/66 第19条 2項)
- § 3 申告提出時に、法人は、その月の分の税を支払い、残りの部分は、

続く月々の20日までに納付する。(法令62/66 第19条 7項)

§4 - 本条2項の言及する前払いの月割当ては、当該税金が課される会計年度の基準期間に法人の記録した総収入についての割合として決定される。(法令352/68 第8条)

§5 - 前項の言及する前払いの割当て分は、現在の年度の基準期間の総収入により前年度に課された税金を前年度の基準期間の総収入で割った値の12分の1に相当する。(法令62/66 第19条 4項)

§6 - その活動を含めている法人は、上記の計算に於て、各基準期間の総収入から免税対象取引のそれを差引くことができる。

§7 - 法規の定めるあらゆる形式で前払いとしての源泉徴収の対象である納税者は、申告提出の満期の月に先行する会計年度の月の数で割った基準年中に源泉徴収された税額を、12分の1額から差引くことができる。

§8 - 法人は、当該年度に支払うべき税金の12分の1の割合で計算した第5項の言及する前払いの月額分を納付することができる。

§9 - 第5項又は前項の言及する価額から次の控除を行うことができる。

a) 前年度の課税額の1%から2%の間であれば、文盲追放運動財団に
① 贈与された額の12分の1

b) 次のパーセント内の、第287条に基づいて行われた充当の12分の1

I - 1974 基準年 - 22.5%

II - 1975 基準年 - 20 %

III - 1976 基準年 - 17.5%

IV - 1977 基準年 - 15 %

V - 1978 基準年以降 - 12.5%

第422条 破産の場合には、全期限が満期となったとみなされ、直ちに、裁判所による債務の徴収が行われる。(法令5844/43 第94条)

§ -第13条の扱い国外への住所の移動の場合も、支払いの全期間と満期となったとみなされる。(法律3470/58 第17条 2項)

第423条 税金の補足がある時は、その額は一度限りで徴収される。(法令5844/43 第93条 2項, 法律154/47 第1条)

§ 1 -強制的課税の場合、税金の支払いは該当の付加を加えて、全額で行われる。(法律2354/54 第27条)

§ 2 -第376, 378, 381, 382, 383, 385条に従って確立された期間外に所得申告が提出された時には、その提出が10日以上遅れたなら、財制上の罰則を損ねることなく、その金額が一度に徴収される。(法律4506/64 第34条 7項)

第424条 法律の定める他の場合を除き、課税額が分割で要求されている時、1割当ての満期が切れ、次の割当ての満期までにも支払われなければ残金の金額が満期となったとみなされ、債務者は法律の罰金を課される。(法律4357/64 第10条)

第425条 未成年者の収入と財産は、その純収入と両親の総収入と共に申告された総収入との割合に比例する税部分のみ支払い。(法律4506/64 第4条 3項)

第6章 提出時の支払いと割当ての前払

第426条 所得申告提出時の納税は、その全額で行われる。(法律2354/54 第27条)

§ -一次の場合も税金の支払いは全額、所得申告提出時点で行われねばならない。

a) 法人の消滅(法律2354/54 第27条)

b) 第13条の扱い住所の国外への移動の場合(法律3470/58 第17条)

第427条 自然人の納税者で、しかるべく通告された後、最初の割当て分

の支払い期限が切れないうちに全額を支払うことを選択するものは、支払うべき純税金額の6%の割引きを与えられる。(法令1351/74第5条)
§ - 本条の扱い割引き許可は、後に徴収されるいかなる税金の差額にも及ばず、また、期限遅れの所得申告提出の場合には認められない。(法令1351/74第5条1項)

第2編 課税対象収入の管理

第1章 税 監 査

第428条 税金の監査は、課税の任を負う役所、特に納税者の住所での直接行為を通じ連邦税務官に帰する。(法律2354/54第7条1)

§ 1 - 対外の恒久的直接監査行為は、税務官が納税者の住所に赴き、納税者にその税制義務の遂行を指導説明し、課税対象収入の正確さを確かめ、場合により適切な指導文を作成することによって実行される。
(法律2354/54第7条2項)

§ 2 - 対外且つ恒久的直接行為は、監査が行われる年に、納税者、自然人又は法人によって行われる営業にも及ぶ。(法律4357/64第24条、法令433/69第3条)

第429条 納税者であるなしにかかわらず、自然人と法人は総て、その活動年度に税務官によって要求される情報と説明を提供する義務を負い、表明は記録されて表明者により署名される。(法律2354/54第7条3項)

第430条 商法第17条と18条の規定は、国税庁の事務所に提出された申告、決算書類その他の書類及び情報の真実性の確認に必要な帳簿や書類の検査には適用されない。(法令5844/43第140条1項、法律2354/54第7条4項、法律4154/62第7条、法律4595/64第38条5項、6項)

第431条 連邦税務官は、納税者の帳簿と会計書類の検査を行い、申告、決算書類その他提出された情報の真実性を確め、税制義務の遂行の確認に必要な調査と探査を実行する。(法律2354/54 第7条4)

§1-本条に基き会計検査が開始すれば税務官は、10日以内に、所属の役所に必要な通知を行わなければならない。(法律2354/54 第7条4の1項)

§2-一会計年度については、国税庁の検査官、税務署長又は局長の書状による命令を通じて、一度限りの再検査のみ可能となる。(法律2354/54 第7条4の2項、法律3470/58 第34条)

第432条 財産申告に於る価額の省略を含む本規則の規定違反が発見された時には、連邦税務官は、税制管理方法を定める1972年3月6日付大統領第70235号に基き、違反調書を作成する。

第433条 第431条の規定は、国税庁の局長、署長又は検査官が、各ケースで、連邦税務官による帳簿や会計書類の検査その他の調査の実行を決定する権限を奪うものではない。(法令5844/43 第140条、法律3470/58 第34条)

第434条 第431条と433条に基く監査行為が開始した後、申告を提出するか申告の修正を求めた会社は、それによって本規則の定める罰則を免れるものではなく、源泉徴収制の対象である収入を含め、その監査行為がかかっている会社から生じた収入については、自然人と法人の総てに同じ措置が適用される。(法令5844/43 第63条 5項、法律2354/54 第7条4)

第435条 連邦税務官又は税務事務所は、家賃又はアパートの空室の確認とその賃借料金の確認に必要な調査を行い、貸貸人及び貸借人に、契約書と受取書の呈示を求めることができる。(法令5844/43 第139条、法律2354/54 第7条)

第436条 支払われるか借方記入された利子の控除又は差引きの妥当性の

- 監督のために、国税庁当局に貸付け人の経済的財政的能力を含む各々の貸付けの性格を調査する権限が保証される。(法律3470/58 第41条)
- 第437条 国家公務員法の定める罰則に基き、その職務の怠り、不備、手抜き、不正によって納税者が犯した国庫に損害となる脱税や過失をしかるべく確認しない国税庁の職員は処罰される。(法律2354/54 第7条8)
- §1 - 本条の扱い罰則の適用は、税務室の犯した職務の乱用又は明らかな粗雑さのために調書が根拠不在とみなされる時にも行われる。(法律2354/54 第7条8の項)
- §2 - 不忠実又は十分な証明要素なしに課税を行う役人は、刑事責任を負う他に免職されうる。(法令1024/69 第9条)
- 第438条 いかなる方法であれ、職務遂行中の連邦税務官を昌瀆したり、監督を妨げるものは、刑法で処罰され、被害を受けた税務官が作成する講所は、証人の名簿と共に、当該役所から初審裁判所判事へ送られる。(法律2354/54 第7条5項)
- §1 - 元帳、取引勘定書又は企業の取引きに直結した記録簿等、簿記の補助的帳簿の呈示の正当理由のない拒否は、監督の妨害とみなされる。
- §2 - 昌瀆の場合には、税務官は法的措置のために警察当局の援助を求めることができる。(法律2354/54 第7条5の項)

第2章 支払い源の報告義務と租税行政の補助機関

第1節 総 則

- 第439条 納税者であるなしにかかわらず、いかなる自然人又は法人も、指定の期日内に、国税庁の事務所の求める情報や説明の提供を免れることはできない。(法令5844/43 第123条；法律5172/66 第197条)
- § - もしその要請が応じられない時には、税務当局は直ちに違反者に該

当の罰金を通告し、要請の遂行のために新たな期間を設定する。(法令5844/43 第123条 1項)

§ 2 - 要請がまたもや応じられなかった時には、違反者はその他の法的手段の他に、最も重い罰則の対象となる。(法令5844/43 第123条 2項)

§ 3 - 前項の場合、税務当局は欠けている情報を集める税務官を指名する。(法令5844/43 第123条 3項)

第440条 4月の最終週日まで、又は所得申告と共に、自然人又は法人は、国税庁の事務所に、自身又は第三者の代理人として前年に支払ったか保証した収益についての報告を、その金額と受取人の名前、住所と共に送付する義務を負う。(法令5844/43 第108条)

§ 1 - 本条に従い、俸給、謝礼、賞与、利子、手数料、配当金、利潤、貸貸料その他のあらゆる収益は報告されなければならない。(法令5844/43 第108条 1項)

§ 2 - 報告は、職業活動での旅費、滞在費として支払われた金額、並びに公益基金設立のための出資金も含めなければならない。(法令5844/43 第108条 2項)

§ 3 - 利子、配当金、利潤、貸貸料については除いて、年間金額が第1条の扱い免税限界を超えず、その受取人が他の支払い源からの収入を得ていない時には、その支払われた収益についての報告は提出されない。(法律2354/54 第31条、法律4154/62 第2条)

§ 4 - 報告者が他の支払い源の有無を知らない時には、支払った収益についての報告を提出しなければならない。(法令5844/43 第108条 4項)

§ 5 - 収益が国外居住者又は本籍者に属する場合には、報告者はそれを明記し、収益を支払った代理人の名前と住所を記入する。(法令5844/43 第108条 5項)

§ 6 - 提出されたいかなる報告であれ疑問点がある時、又はその報告が不完全な場合には、当該事務所は、報告者の帳簿でその真実性を確かめさせたり、必要な説明を求めることができる。(法令 5844/43 第108条 6項)

第441条 前条の扱い報告は、適切な符式で提出され、報告者たる雇用者が申告を提出する義務を負っていない時には、雇用主を通じて当該事務所へ引渡さなければならない。

第442条 本規則の規定する収益を支払うか保証する自然人、法人、連邦、州、市町村の役所及び国営、官営企業は、1月31日までに、前年の収益の証明書類を受取人に交付しなければならない。(法律 4154/62 第13条)

第443条 前条の扱い収益を受取人は、その申告に前条の記す書類を添付しなければならない。(法律 4154/62 第13条 1項)

第444条 納税者の総収入又は総利益から控除しうる贈与、賞金、奨励金を受ける自然人又は法人は、要請があれば、税務当局に、それらの目的への資金の実際の充当を証明する義務を負う。(法律 4154/62 第25条)

第2節 連邦、州、市町村の役所、国営独立採算企業、官営企業及び 半官半民企業

第445条 あらゆる連邦、州、市町村の役所並びに国営独立採算企業、官営企業、半官半民企業は、本規則の条項を遂行させ、連邦税務官が当該事務所に必要なあらゆる要素を集められるよう、求められる報告や説明を提供して監督を助ける義務を負う。(法令 5844/43 第125条、法律 2354/54 第7条)

第446条 陸軍、海軍、空軍及び警察庁の最高権威者は、連邦、州、市町村の役所の所長又は課長、独立採算その他の公企業の部長又は課長と共に、その部下又は第三者に支払った収益についての情報を提供しなければならない。(法令 5844/43 第109条)

第447条 連邦、州、市町村の役所並びに公共企業は、前年に、所得申告提出受取書を要求することなく、第1条の扱う免税限界を超える収益を受取っている現職、退職の職員と軍人に4月30日以後に俸給を支払うことはない。(法律1474/51 第1条j)

第448条 公債の記名証券の利子を支払う連邦、州、市町村の役所は、4月30日までに、前年に起きた証券の譲渡を通知しなければならない。

第449条 国税庁の機関と州、市、領、及び連邦区のこれに該当する機関は、合意又は規定の形式によって、相互に関係のある情報並びに一般納税者名簿に変更をきたしうる情報を交換する。(法律5172/66 第199条)

第3節 銀行、貯蓄機関その他の金融機関

第450条 ブラジル銀行及びその他の銀行は、貯蓄銀行を含め、個人に支払われるか保証されたCR\$130.00以上の利子総ての報告を行わなければならない。(法律3470/58 第25条, 法律4506/64 第3条)

§ - この額より低額の利子及び商業の取引勘定の利子についての情報は、課税当局が要求する時のみ提供する。(法令5844/43 第110条の項)

第451条 貯蓄銀行を含め銀行機関は、国税庁の当局の辞令で扱われる場合に、その預金者の当座勘定のコピーとこれら機関と取引のあるその他の者の当座勘定のコピーを監査当局に提出したり、求められるあらゆる情報又は説明を提供する義務を免れない。(法律4152/62 第7条, 法律4595/64 第38条5項6項)

第452条 国家、州又は市が資本に参加している連邦貯蓄銀行又はその他の信託銀行の場合、貸付けの担保として、財産申告に記された価額を上回る価額ではいかなる財産も受けてはならない。(法律4069/62 第51条2項)

第453条 前条の規定に於ては、財産の価額の一部として、企業の固定資産の修正に許可された率で計算した、購入原価の通貨修正に相当する価額は認められる。

第4節 公証人と登記役人

第454条 公証人、書記、不動産、証券、書類の登記役人、会計士及び分配人は、連邦税務官に、簿記、登記所の証書に登録簿等の検査と確認の便宜を与える。(法令5844/43 第128条)

第455条 文書保管所は、CR\$300,000.00以上の支払い又は支払い約束、価額のあらゆる性質又は種類の取引にかかわる、同所で登録した契約、証書、書類を通知しなければならない。(法令427/69第5条)

§1- 抵当は保証の有無にかかわらず、あらゆる性格の相互契約の場合、通知はCR\$50,100.00以上の取引価額の場合にのみ義務となる。(法令427/69 第5条1項)

§2- 本条の扱う通知は、国税庁の承認した書式によって、書類又は契約の作成の日から15日以内に行われなければならない。(法令427/69第5条2項)

第456条 連邦区、州又は領の裁判登記所の公証人は、裁判所の判決の日から30日以内に、弁護士、医師、証人、管財人、清算人及び鑑定人に支払われた報酬、手数料又は歩合を報告する義務を負う。(法令5844/43 第117条)

第457条 不動産登記所又は海上抵当権の登記所の役人は、証書の登録、記録又は転載の日から30日以内に、不動産の譲渡及び金銭での支出や収入、一財産への資本の転換、又は利子の資本化にかかわる契約についての報告を提出しなければならない。(法令5844/43 第118条)

第458条 文書公証人及び証書、書類の登記所の役人は、登録又は作成の日から数えて30日以内に、賃貸や貸しの契約書、業務の保証や請負い

書，当座の口座開設，農業又は商業の担保，組合契約及び民間会社の定款
についての報告を送る義務を負う。（法令5844/43 第119,120条）

第459条 登録の日から数えて30日以内に，当該登記所の役人は，債務
又は貸料の増額，あらゆる貸付け又は契約の譲渡又は譲与，債務全体の
併償又は償還，破棄又は期間の延長についての通知も送らなければならない。
（法令5844/43 第121条）

§-本条と第455条から458条までの言及する情報は，国税庁の各地
の機関に提供する。

第5節 国家工業所有権協会

第460条 国家工業所有権協会は，発明特許，商業や工業の商標の登録に
ついての報告を行わなければならない。（法令5844/43 第113条，
法律5648/70 第7条とその項）

第6節 国家商業登録局と商業委員会

第461条 国家商業登録局と商業委員会又は役所及びそれに代わる当局は，
契約，変更，解消についての登録書類のコピーを，30日以内に国税庁の
各地域機関に送付する。（法令5844/43 第112条）

第7節 証券取引所と証券会社

第462条 証券取引所は，国税庁の事務所と徴税検査官にその仲介で行わ
れたあらゆる取引並びに証券会社の得た手数料についての情報を提供す
る義務を負う。

第463条 証券会社は，国税庁の事務所と徴税検査官に，その仲介で行わ
れた取引についての総ての情報を提供しなければならない。（法律
3470/58 第87条）

第8節 金庫，連盟，組合組織

第464条 第440条に基づき，第31条1項Ⅱのeの者及する報酬の支払いに介入する雇用者と雇用その金庫，連盟，組合組織は，情報を提供する義務を負う。（法律3807/60 第4条c，法律4357/64 第16条の項）

第9節 動産取引仲介人

第465条 その顧客の名で行われた取引について，習慣的に，他人の勘定で，公債以外の利子の受取り，証券取引所の為替や証券の売買を担う者は，第440条に基づく情報の提供義務を負う。（法令5844/43 第111条）

第10節 保 險 会 社

第466条 その設立形式が何れであれ，証券会社は，納税者への保険金の支払いについて，第440条に基づく情報を提供する義務を負う。（法令5844/43 第111条）

第11節 不 動 産 管 理 会 社

第467条 不動産管理会社は，第440条に基づき，その顧客の勘定で受けた賃貸料について，顧客名と住所，建物でとの金額を明示した情報を提供する義務を負う。（法令5844/43 第111条）

第12節 著作権料支払い会社

第468条 第440条に従い，会社，団体又は協会は，著作権料の名目で支払った収益を，その受取人の名前で住所，支払い額を明示して報告しなければならない。（法令5844/43 第111条）

第13節 照明業務の開発会社

第469条 照明業務を行う会社は、電気供給期間と消費者の名前、住所につき、求められた情報を提供する義務を負う。(法令5844/43 第129条)

第14節 国家植民農業改革院

第470条 国家植民農業改革院は、国税庁の事務所に、農村領地税の納税者とその納税額のリストを提供する。(法律4504/64 第53条, 法令1110/70 第1条, 2条)

第3章 税金決済証明

第471条 税金決済証明は、当該事務所の証明書で行われる。(法令5844/43 第135条)

§1-証明書の呈示が要求された場合、その番号と手渡された日付、及び発行した事務所の記録を行わなければならない。(法令5844/43 第135条 1項)

§2-本条の目的で、証明書には各年の連続番号がふられ、番号の後に、それが手渡された年が記入される。(法令5844/43 第135条2項)

§3-本条の扱い証明書は、手渡された年のみ効力を有する。但し、国内領土から決定的に退去する納税者については、その証明書の発行の日から60日間のみ有効となる。(法令5844/43 第135条, 法律3470/58 第17条1項)

§4-証明書は、いかなる場合でも、その発行が12月に行われたものは60日間の有効期間を有する。

第472条 連邦、州又は市町村の官庁との契約に於ては、必ず税金決済の

証明が必要とされる。(法令5844/43 第131条)

第473条 当事者が税金を決済しているか当該徴税事務所に訴訟中の金額を預託してあるか、又は司法範囲内に差押え財産を提出してあることを証明しない限り、いかなるパスポートも発行又は査証されない。(法令5844/43 第134条)

§1 - 本条2項、3項を除き、税金や罰金が課されて、支払い、控訴、異議申立ての期間が切れていなければ、決済証明書は発行されうる。

§2 - 第13条の扱う場合、本条の目的のために、訴訟の対象である税金罰金の部分に関しては、現金の預託が許可される。(法律3470/58 第17条2項)

§3 - 大蔵大臣は、役務の都合に応じて、一時的な旅行の場合、本条の扱う決済証明を免除する権限を有する。(法令401/68 第27条I)

第474条 会社の予防強制和議又は裁判所による清算の申請は、当該分配役人により交付された、税務署提議の徴税執行の否定的証明がない限り、分配されない。(法令858/69 第3条)

§ - 提議された徴税執行を認めたとしても関連の登記所又は裁判所の事務局の発行した証明を通じて受取られた抵当の存在証明書が付いてくるものは、否定的証明の効力を有する。(法令858/69 第3条の項)

第475条 申請者が税金弁済証明をしない限り、強制和議が認められることも破産者の義務の消滅が表明されることもない。(法律5172/66 第192条)

第476条 いかなる遺産分配又は遺産相続の判決も、負担税の決済証明がない限り下されない。(法律5172/66 第192条)

§1 - 本条の規定のために、裁判官は、遺産の内容の財産の詳細リストを送って、遺言者又は遺産者の名での税金の未払い分の有無についての情報を求める。(法令5844/43 第127条1項)

§2 - 情報を求める任務に於て、裁判官は、各々の価額を記した遺産の詳

細目録の他に、遺言者又は遺産者について、その身分、既婚女性又は未亡人の場合その配偶者名、財産目録作成者又は弁護士の名前と住所、死亡日等を明記した報告を提出する。

§ 3 - 遺言者が、同名の人間と混同させるようなありふれた名前の時は、裁判官は、国籍、生年月日、自然人登録の番号等、別の識別要素も加えなければならない。

§ 4 - 遺産への新たな付加がある時には、本条の定めに従って、当該税務事務所に通知しなければならない。(法令 5844/43 第127条 2項)

§ 5 - これら措置は、申告された財産又はそれに関する補足分割、遺言個条の消滅、及び代位の訴訟にも適用される。(法令 5844/43 第127条 3項)

§ 6 - 本条 1 項の扱う報告は、30日以内に提出されるものとし、正当な理由なくしてこの期限後に報告を提出する当該事務所の長は、懲戒され、国税庁の課す第 539条 b の定める罰金を適用される。(法令 5844/43 第127条 4項)

第 477 条 国家商業登録局と商業委員会、又は関連の役所は、いかなる会社の契約書の解消又は変更も、定款の変更、清算又は解散に関する内国、外国の株式会社の総会議事録も保管することはできず、また、税金決済証明無しに、個人企業の登録を許すこともできない。(法令 9407/46 第1条)

§ - 本条の規定は、会社資本の変更又は社員や重役の報酬の変更にかかわる株主総会の議事録や会社定款、契約の変更には適用されず、又、1964年7月16日付法律 4357号第3条に基き行われた会社の資本の増額証書にも及ばない。(法律 4862/65 第30条)

第 478 条 ブラジル中央銀行は、税金支払いの証明無しには、いかなる収益の外国送金も承認しない。(法令 5844/43 第125条の項の c、法

律 4595/64 第57条の項)

第 479 条 競売人は、公売であっても、売却人が税金を決済している証明
のない限り、商業的工業的営業建物を販売してはならない。(法令 5844
/43 第130条)

第 4 章 税 務 上 の 秘 密

第 480 条 国税庁の役務に携る者は全員、納税者の財政状況について絶対
の秘密を守らなければならない。(法令 5844/43 第201条)

§ 1 - 納税者の財政状況についての秘密厳守は、その職務上、これを知る
ことになる総ての大蔵職員と公務員にも等しく義務とされる。(法令
5844/43 第201条1項)

§ 2 - 職員が納税者の仕事又は取引きの秘密を知った事は、いかなる目的
でも決して暴露したり利用してはならない。(法令 5844/43
第201条 2項)

第 481 条 国税庁の役人で、その職業上の義務の遂行又は任務や職務の実
行に於て知った情報を暴露するものは、刑法に基いて、秘密の漏洩の責任
を負う。(法令 5844/43 第202条)

第 482 条 裁判上の必要から判事が行うか、公共行政の必要上から、連邦
官庁又は州、連邦区の財政局の長により行われた要請であることが、正規
の手順で記録されない限り、納税者の財政的納税的状況についての情報は
与えられない。(法律 3470/58 第54条)

§ 1 - 連邦区と州の財政局の要請する情報は、会社の収入と支出及び不動
産についてのみ関わるものとする。(法律 3470/58 第54条の項)

§ 2 - 国税庁は、本条及び前条の規定の実行に必要な指図書きを発行する。

第 3 編 強 制 課 税

第 1 章 所得申告に関する強制課税

第483条 納税者が次の行為を行った場合、強制課税が行われる。(法令5844/43 第77条)

- a) 所得申告を提出しない
- b) 説明要請に応じないか、その提供を拒否したり、十分に提供しない。
- c) 収益を省いたばかりでなく、実際には無かった出費を控除したり、不当な差引きをしたりといった不世確な申告を行う。

§ -上記の場合の他に、免除されていた税金の支払い期間の30日間が過ぎても、第285条と286条の規定を守らない時も、強制課税が適用される。(法令157/67 第17条3項)

第484条 第432条の規定を除き、強制課税の訴訟は、必要な場合には当事者に20日以内に説明を提供するようにとの通告や、当事者に30日以内に負担税に罰金を加えた額を納付するようにとの通告が発せられることに始まる。(法律3470/58 第19条)

§ 1 -本条の言及する通告は、個人的に、訴訟での表明、又は受取り証付き書留郵便で行うか、これが非実際的な場合には新聞による一回限りの公告又は当該役所に張出される。(法令5844/43 第78条1項)

§ 2 -訴訟書類への説明が提出されなかった場合、その訴訟書類で状況が判断される。書留郵便で通告が行われる時には、受取証が添付される。公告による時は、その公表された新聞の名前と張出された場所が記される。(法令5844/43 第78条2項)

第485条 強制課税は次のようにして行われる。(法令5844/43 第79条)

- a) 申告の無い時には、手元の要素で収益を任意決定して
- b) 説明が提供されなかったり拒否されるか不十分だった時には、説明不備の部分を切捨てるか、手元の情報によって課税収益を決定して。
- c) 不正確な申告の場合には、手元の情報によって申告されなかった金額を計算するか、課税収益を任意に決定して。

- c) 不正確な申告の場合には、手元の情報によって申告されなかった金額を計算するか、課税収益を任意に決定して。
- § 2 - 本条の仮定するいかなる場合に於ても、強制課税は、納税者の得るか消費した収入を立証する富の外部徴候の利用によって、推定所得を基に収入を任意決定して行うこともできる。(法律 4729/65 第9条)
- § 2 - 提供された説明は、証明の確かな要素と不正確、偽証の明らかな徴候でのみ課税当局から非難されうる。(法令 5844/43 第79条 1項)
- § 3 - 所得申告の欠如による強制課税では、第484条の扱う期限内に説明を提供しないと、法人は第145条の言及する選択権を失う。(法律 2354/54 第26条)

第2章 税金の源泉徴収要求の強制的措置

第486条 源泉徴収税が納付されなかったり、不正確だった時には、税金の要求のために当該役所の徴税行動が開始され、支払い源又は代人に、当該の罰金を加えた税金の支払い、又は20日間以外の、必要な説明の提供が通告される。(法律 2862/56 第28条 法律3470/58 第19条)

第4編 納 税

第1章 納税手段と形式

- 第487条 次条の場合を除き、納税は、現金又は小切手で行われる。(法令 5844/43 第87条)
- 第488条 次のものは、納税の免除権を有する。
- a) 国庫修正可能債権は、その買戻し期間の30日を経過した後、修正した価額で。(法律 4357/64 第1条4項)

b) 国庫手形は、満期の10日後の買戻し価額で。(法令1079/70
第3条)

c) 製造業又は製品輸出業の会社が国内市場で負う工業製品税額を超える
納税債務。(法令491/69 第1条)

第489条 大蔵大臣は、例外的な場合、国庫に対して発行されブラジル銀行の裏書き可能な、支払い保証のある為替証券の提出を通じて税債務を支払い許可を与えることができる。(法令352/68 第12条)

§1 本条の旨及する支払いの手続きについての費用は、債務者の出費とする。

§2 本条に基き手渡された為替証券で表される国庫の債券は、税務署の債権に関するあらゆる特権を享受する。

第490条 税務訴訟の行政的段階で随意に通貨で寄託された金額は、納税要求の全体的部分的根拠不在の決定の日から60日以内に返還されない時は、その満期日から返還の日まで永続的通貨修正の対象となる。但し、寄託者は、連邦租税の支払いでこれを相殺として利用することができる。

(法律4357/64 第7条5項, 法令822/69 第1条)

§ 徴税執行、税債務の取消し行為及び裁判所強制命令に関する現金での訴訟上の寄託は、寄託後の第二四半期の最初の日から、通貨修正の対象となる。但し、この修正のためにそれより早い時期を定める法規定の場合はこの限りではない。(法令759/69 第16条)

第491条 前条の旨及した寄託は、連邦貯蓄銀行に入られる。

第492条 書類の確証により、責任の決定に不可欠な要件が保証されている限り、機械的作成の領収書による税債務の決済も許可される。

第493条 徴収書類は国税庁の承認した書式に従い、納税者、代訟人又は支払源によるその利用は、個別の指示に従う。

第494条 徴収書には、納税者又は支払い源は事情に従って、その他の質的情報的要素の他に、租税コード、自然人登録番号、納税者登録番号を記

す。

第495条 国外に居住又は本籍を有する納税者は、代理人又は支払い源の登録番号を記す。

第496条 第490条の言及する寄託は、国税庁の採用する書式の記入によって行い。

第2章 支払い又は納税の場所

第497条 法人による税金の支払い又は納付は、納税者又は責任者の法律上の住所に存在する。国庫収入の受取りを認可された銀行のあらゆる営業所に行い。

§1 - 納税者の住所に認可銀行機関が存在しない場合、支払い又は納付は、その管轄の国税庁機関の活動地域に存在する認可銀行に行い。

§2 - 前項の扱う管轄地域内に認可銀行が存在しないなら、税金の支払い又は納付は、当の国税庁機関又はその承認する他の機関に行い。

第498条 自然人による納税は、その住所や管轄税務署にかかわらず、国内の何れの認可銀行でも行いことができる。

第499条 その本籍の市町村に認可銀行又は徴税役所がない場合、納税者には郵便手段による納税が許可される。

§1 - 徴税書を添付した納税すべき金額は、ブラジル郵便電報公社の郵便局で、納税者の税務管轄区のブラジル銀行宛に、特別書留で郵送される。

§2 - 納税者の税務管轄区にブラジル銀行が無い時には、当該金額は次の機関に宛られる。

a) 国庫収入の徴収機構に入っているその他の銀行。

b) 認可銀行が無い時には、納税者の居住地を管轄する国税庁の機関。

第500条 銀行又は国税庁の機関は、納税実行の同日に、やはり郵送で、しかるべく決済された当該納税者の徴収書の一部又は写しを、納税者に

返送する。

第501条 納税期間は、第499条に従った郵送金額の書留の日付に遡行されたものとみなす。

第5編 徴 税 債 権

第1章 示 談 的 徴 収

第502条 納税者が、税債務の満期に支払いを満足させない場合、第507条を除いて、訴訟上の徴収のために大蔵省徴税局に債務者リストを送る前に、示談的徴収が行われる。(法律2354/54 第38条)

§1-この徴収は、受取証付き書留で、30日期限の通告により行われる。この方法が不可能又は不利な時は、当事者の名前と各課税通告の番号のみを記した公告によって行われる。

§2-示談的徴収は、行政的徴収のための債務の登録に先立つ期間の最終日を記した、当の課税通告でも行うことができる。(法律2354/54 第38条)

§3-国税庁の事務所は、源泉徴収税及び定められた期限内に納付されなかった税金について、特別管理と計上債務の即刻徴収を行い、場合によっては、第555条とその項の扱う処罰を適用する。

第503条 例外的に、税金の満期切れの債務は次の下す命令で分割が許されたなら、法的負担を加えて割賦払いが許可される。(法令623/69 第1条)

I-何れの場合であれ、大蔵大臣

II-国家の債権としての債務登録の前は、国税庁

III-国家の債権として債務が登録されているなら、大蔵省徴税局長

§1-本条の定める権限は、IIの場合は国税庁の従属機関に、IIIの場合は大蔵省徴税局課長に委託することができる。

- § 2 - いかなる割賦分の滞納も，その他の割賦分の支払い満期を招き，即刻，訴訟上の徴収のために債務登録が行われる。（法令 6 2 3 / 6 9 第 1 条 2 項）
- § 3 - 分割を求める債務者の申請は，債務の取消し不能の証書に相当する。（法令 6 2 3 / 6 9 第 1 条 4 項）
- § 4 - 本条の記述しない何れの機関も，債務の分割を認可することはできない。（法令 6 2 3 / 6 9 第 1 条 5 項）
- § 5 - 大蔵大臣は，分割された債務の清算実現に必要なと思われる保証のために定める規準を下すことができる。（法令 6 2 3 / 6 9 第 1 条 6 項）
- § 6 - 債権として登録された債務の場合には，債務者は，費用，報酬その他の法的負担も支払う。（法令 6 2 3 / 6 9 第 1 条 3 項）
- § 7 - 税債務の分割の許可と期限の決定に於ては，次の要素が納税者について考慮に入れられる。
- a) 生産能力の否定的結果を伴った偶発事
 - b) 国家の安全と富の形成に明らかな利益を有する財産や役務の生産
 - c) 連邦政府が復興に努力している経済部門
 - d) 国税庁事務所が行った分析による，経済的財政的状况，支払い能力の条件，及び管理能力と取引き開発能力の程度
- 第 5 0 4 条 有効な法律に従って分割が申請された税債務は，その分割が許可された日付にその価額が固定される。（法令 1 1 8 4 / 7 1 第 5 条）
- § 1 - 税債務の固定には，当初価額の通貨修正値に許可日までの法的義務分が含まれる。（法令 1 1 8 4 / 7 1 第 5 条の項）
- § 2 - 本条に基き固定された税債務は，大蔵大臣の定める年間係数で修正される。（法令 1 1 8 4 / 7 1 第 6 条）
- § 3 - 本条の言及する制度に含まれる納税債務は，その価額固定の日からは，前項の規定以外には，遅滞料その他いかなる負担も受けない。